資料紹介

占領初期の 全国財務職員組合連合会運動史

――品川一登文書を中心として―― (Ⅲ・完)

井上一郎・笹川隆太郎

Documentary History of Movements by the National Confederation of Public Financial Officer's Unions of Japan in the Early Occupation Period (III. fin.):

Based Chiefly on SHINAGAWA Kazuto Papers.

by INOUE Ichiro and SASAGAWA Ryutaro

目次				
序			笹川隆	逢太郎
第1部	解説編		井上	一郎
はじめ	かに~六		(以上	11号)
七~ ð	あとがき			
第2部	資料編・	前編(1乃至19)	(以上	12号)
	資料編・	後編 (20 乃至76)	(以上	本号)

第二部・全国財務職員組合連合会運動史・資料編(承前)

試料番号	試 料 名	出典
20	官吏法案要綱試案等	朝日新聞
	官吏法案要綱試案	品川文書(1)
	官吏法案に対する考察	品川文書(1)
21	全国財務職員組合連合会第2回大会の模様・東税通信記事	品川文書(1)
22	生活確保のための要望書	品川文書(1)
23	全官公労協の声明書	品川文書(1)
24	全財職連の陳情書	品川文書(1)
25	全国財務職員組合連合会提出の要望書	品川文書(1)
26	勤労所得税撤廃に関する労働戦線運動への参加声明書	品川文書(1)
27	大蔵大臣に対する陳情の模様・東税通信記事	品川文書(1)
28	全国財務職員組合単一組織化に対する勧奨	品川文書(1)
29	全官公労協に対する第1回目の政府回答	朝日新聞
	官公職員待遇改善審議会設置要綱	朝日新聞他
30	非現業官吏と団体協約について	品川文書(1)
31	全財職組連の要望に対する政府回答	品川文書(1)
32	全財職連闘争宣言案	品川文書(1)
33	全財職連闘争方法案について	品川文書(1)
34	税制研究委員会の組織	品川文書(1)
35	全官公庁労組闘争宣言 (要旨)	品川文書(1)
36	共同要求書	品川文書(1)
36-2	全官公労組代表蔵相と会見・その模様	朝日新聞他
37	官吏俸給令の一部改正 勅令	官報
38	全財の再要請に対する大蔵大臣の回答	品川文書(1)
39	全官公庁共同闘争委員会に対する政府回答	朝日新聞
40	東京税務職員組合総会運営細則	品川文書(1)
41	東京税務職員組合第6次執行部役員名簿	品川文書(1)
42	東京税務職員組合青年部規約 (案)	品川文書(1)
42-2	東京税務職員組合財務局支部青年部規約案	品川文書(1)
43	越年資金・寒冷地手当即時獲得せよ	品川文書(1)
44	「役員、事務離脱につき、相当の配慮をこう」	品川文書(1)
45	指令第一号	品川文書(1)

試料番号	試 料 名	出典	
46	援護物資供出に付て〔お願い〕	品川文書(1)	
47	全財闘争段階突入に関する件	品川文書(1)	
48	東税役員改選の件	品川文書(1)	
49	倒閣国民大会に付て	品川文書(1)	
49-2	越年資金支給方要請	品川文書(1)	
49-3	交渉打切り、闘争突入に関する覚書	品川文書(1)	
49-4	全財単一化に関する資料	品川文書(1)	
50	団体協約締結に関する組合側への回答電信案(大阪財務局長)	品川文書(1)	
51	職員協議会規程について 大阪財務局	品川文書(1)	
51-2	年末一時金に関する件	日本経済新聞	
52	極東委員会「日本労働組合に関する原則」	朝日新聞	
53	500 円枠の拡張	品川文書(1)	
53-2	回答書	品川文書(1)	
54	ゼネスト宣言	朝日新聞	
55	第2回要求書	労働年鑑	
56	全国財務労働組合役員名簿	品川文書(1)	
57	全官公庁共闘の第2回要求書に対する回答	品川文書(1)	
58	全官公庁労組共同闘争委員会加盟組合	朝日新聞	
59	全官公庁・賃金改正要綱を提出	朝日新聞	
60	ゼネスト突入宣言	朝日新聞	
61	金融・財政危機突破対策要綱 (草案)	朝日新聞	
62	政府声明 政府の最終案		
63	「全官公労協案 財源ここに 300億」	朝日新聞	
	要望書	日本労働年鑑	
64	労組側反駁声明	品川文書(1)	
65	給与審議会官制 勅令	官報	
66	給与審議会委員名簿	品川文書(1)	
67	官吏制度に対する政府回答案	品川文書(1)	
68	全財労組闇給与問題発覚善後処置	品川文書(2)	
69	全財事件につき回答・大蔵大臣	品川文書(2)	
70	大蔵省部局長の再発防止申合せ	品川文書(2)	
71	政府側関係者・遺憾表明	品川文書(2)	
72	内閣総理大臣・遺憾表明	品川文書(2)	
73	大蔵省発表 (全財暫定加給事件に関連)	品川文書(2)	
74	大蔵職組・声明書	品川文書(2)	
75	官公職員待遇改善委員会準備委員会の構想	朝日新聞	
76	全財労組労働協約及び附帯文書	品川文書(2)	

官吏法案要綱試案等

昭和21.8.22発表

官吏法案試案が発表されたのは、1946 [昭21] 年8月22日であった。ここでは、朝日新聞(昭21.8.22)所掲のものを採録した。なお、全財職連、東京税務職組が討議資料としたものの試案は、新聞のものとは大差はないが、品川文書(1)所収の試案をも掲げた。更に組合討議資料として用いられたと思われる、同文書(1)所収の「官吏法案に対する考察」をも掲げておこう。

〔官吏法案要綱試案〕

一 官名

一級、二級及び三級を通じて同一官名とする現行制度の原則に再検討を加える。

二 任用手続

官吏は任免について、天皇の任免するもの、天皇の認証を要するもの、内閣において処理するもの、内閣総理大臣において処理するもの及び各省その他の各庁において処理するものに、これを分つこと。

天皇の認証を要する官吏の範囲は概ね、現在の親任格の官吏とし親任にかわる適当なる呼称をもってする。任免について内閣において処理するものの範囲は概ね、夫々現在の一級、二級及び三級格の官吏とする。

三 任用資格

特別の官の任用資格に関するものを除くの外、大体において現行制度を踏襲して法律中に規定する。

四 高等試験

高等試験に関する根拠規定を法律中に定めることとする(以下略)。

五 分限及び懲戒

大体において現行制度を踏襲して、これを法律中に規定する。

六 給与

(略)

七 服務規律

官吏の本分を始め官吏の服務に関する重要なる事項は、これを法律中に規定する。 (以下略)

八 官吏の研修制度及び考課制度を考慮する。

官吏法案要綱試案

一 官の区分

官を分って一級官、二級官及び三級官とする。一級、二級及び三級を通じて同一官名とする現行制度の原則に再検討を加える。

二 任用及び叙級の資格

特別の官の任用資格に関するものを除くのほか一級、二級及び三級の別並びに事務系統の官の別に応じて大体において現行制度を踏襲して法律を以て規定する。

三 高等試験及び普通試験

高等試験及び普通試験に関する根拠規定を法律を以て定め、これに基いて概ね現行制度 に準ずる内容の政令を発する。この場合外交科試験を行政科試験から分離する制度を考究 する。

四 任用及び叙級手続

- (1) 一級官吏の任用及び叙級は、天皇の任命するもの、任命について天皇の認証するものその他特別のもののほか、主任大臣の申出により内閣でこれを行ふ。
- (2) 二級官吏の任用及び叙級は、特別のもののほか、主任大臣の申出により内閣総理大臣がこれを行ふ。
- (3) 三級官吏の任用及び叙級は、特別のもののほか、主任大臣又は政令の定める各庁の長等がこれを行ふ。

五 分限

- (1) 官吏はその意に反して降叙又は減俸せられることのないものとする。但し懲戒による場合は、此の限りでない。
- (2) 官吏の休職については、概ね現行制度を踏襲して、これを法律を以て規定する。但し、 官庁事務の都合による必要により休職を命ずる場合には、政令の定めるところにより官吏 分限委員会の議に付する。

六 服務

現行官吏服務規律はこれを全面的に改め、大要次の事項を規定する。

- (1) 官吏は奉仕者たることを本分とする。
- (2) 官吏は清廉に身を持する。
- (3) 官吏は親切丁寧である。
- (4) 官吏は常に研究につとめ、工夫と努力を尽くす。
- (5) 官吏は相互に親和協力す。
- (6) 官吏は上司に対する服従義務を有す。 但し、上司の命令について意思を述べることを得。
- (7) 官吏は秘密を守る義務がある。
- (8) 官吏はみだりに職務を離るべからず。
- (9) 官吏の勤務時間、服制、居住地その他服務上必要な事項は、これを政令で定める事が出来る。
- (10) 官吏は本属長官の許可を受けなければ、営利事業団体の役員職員等となり又は営利事業 に従事することを得ない。

本属長官は、その所属官吏が前号以外の事業に従事することが、官吏の職務執行上支障があると認める場合においては、これを禁ずることを得る。

七 給料

(1) 官吏の俸給については、政令を以てこれを定める。この場合一級、二級及び三級を通じ

て同一号俸の俸給額による現行制度に再検討を加えると共に勤務年限長く且つ成績優秀な 者に対しては、特別方を設ける等優遇の途を講ずることを得る。

(2) 俸給の外、手当その他の官吏に関する給与について必要な事項はこれを政令を以て定めることができるものとすること。

八 懲戒

- (1) 官吏の懲戒については懲戒として降叙を加えるの外、概ね現行制度を踏襲して、重要な事項はこれを法律を以て、然らざる事項はこれを政令を以て規定す。
- (2) 降叙は一級官は二級官に、二級官は三級官にこれを降叙するものとする。この場合、同一官名に当該級がないときは、臨時その官に当該級がおかれたものとする。降叙せられたものは、一年間現級以上に叙級せられることを得ないものとする。

九、考課制度及び研修制度

- (1) 本属長官は政令の定めるところにより、その所属官吏について、考課表を作成し、これ に必要な記載をなすものとする。
- (2) 二級及び三級の官吏は、政令の定めるところにより、研修を受けるものとする。
- (3) 考課表及び研修の成績は、これを官吏の人事管理の資料とする。

官吏法案に対する考察

官吏は国民のためにある国家機関の労働者であるから官吏の任免、服務、給与等を規定するのは勿論国民であり、従って国民の代議機関の議会で決められるべきものである。然し乍らその適用をうけるものが、我々官吏自身である以上、その規定については重大関心事たらざるを得ない。往年の官吏服務規律、文官任用令、分限令等が如何に官吏をして国民と遊離せしめ、官吏を封建的、専制的官僚の独善主義に蝕ばまれたかは全国民は元より我々の良く察知した所である。今回政府の発表した官吏法案要綱試案なるものが誰の手によって、そして又如何なる意図の下に作られたかを考えるとき我々はその内容を良く検討し断固反対しなければならない。

次にその反対すべき要点及び我々の要求の概略を記す。

一 今次の要綱試案は一見民間の学識経験者を交へて作られたかに見えるけれども、実は学 関官僚の手によって全てが成ったものである。斯るものは国民の公僕である全官公吏三百 万の組織である国鉄、全逓、全官公労協等の労働組合と政府側及び第三者を交えて作られ るべきものである。

二 官の区分

今度の改正によって勅任、奏任、判任等を単に一級、二級、三級に名前をかえたに過ぎないが、今回の改正は再び元に戻そうとして居る。我々は抑圧の如き階級制度を廃止し単に局長、部長、課長、係長、主任の如き職階制のみで事足りるものであると考える。

三 任用及び試験

従来の何等改善されて居ない我々一部ブルジョア及地主階級の子弟のみに都合よくできている高等試験制度に絶対反対する。この試験の存在によってわが国の官吏が封建的ブルジョア的支配に役立つておるのである。然し乍ら此程度の試験制度は必要であってその制度については政府と職員組合との労働協約によって定めるのが適当である。

四 分限及服務

分限については相不変官僚主義を温存せんと図っている。任免、休職についての具体的 事項は労働協約に基くべきである。服務についても徒らに繁文的な文句を羅列したに過ぎ ない。もっと公僕としての精神を織込まなければならない。又官吏が労働組合の事務に従 事しようとする事を妨害せんとして居るが斯る規定も労働協約の内容とすべきである。

五 給付

現在の上に厚く下に薄い給与制度には絶対反対である。最低俸給制度を常に確立し、 その上に能力級を定め、家族手当、寒冷地手当、勤儉手当を支給すべきである。

俸給其の他の手当に関する政令、政府は労働協約によって作られる協議会できめられる べきである。

六 官吏の人事、給与等については政府と職員組合との協約による協議会(人事委員会、労働調整協議会)を内規として定め民主的運営を期する。

資料21

全国財務職員組合連合会第2回大会の模様

東税通信 昭和21.11.22号

全国財務職員組合連合会第2回大会の模様は、品川文書(1) 所収の東税通信(21.11.22号) にみることができる。全文を資料として引用しておく。

全財第2回臨時総会

大阪西宮にて盛大に開催

「暮しに辛い税金

・・・やっぱり払ふ身になれば・・・

お膝許から反対の叫び」

これは去る十六日の全財総会の模様を伝へる大阪朝日(十六日)のトップ記事の表題である。 去る十一日の総会に於てその態度を決定した東税は斉藤、葛間、小坂塚(局)、金子(大月)、鈴木(立川)の代議員を本大会におくり態度を表明せしめた。

当日は午前八時開会、議長に奥村肇氏(大阪)を選出し議事に入った。

- 一 労働協約に関する件については広島、四国より活発なる意見の発表があり、相当の意見の 対立を見るに至り午前中の採決は困難となり一先づ午後に廻し
- 二 各組合より提出議案を求め

東税 労調法反対、非民主的人物の追放

大財 労調法反対、五百円枠の撤廃

広財 労調法反対

北税 労基法に官吏を包含すること

の提案があったが、各項目については本日の議案に関連して議事を進めることとなった

午後は、全官公労のメッセージ、大阪税関職組委員長の挨拶あって

- 三 待遇改善の要求に関する議事に入り、
 - (イ) 越年資金の要求について東北代表より提案理由並に要求金額(3,500円)について説明があったが、結局東税側提案の

本人一人当 1,500 円 (手取現金)

家族一人当 300円(手取現金)

に意見の一致を見

- (ロ) 最低俸給制度の確立については執行部より600円の提案があり、東税側より本問題 は其の性質上全官公労と歩調を一にすべき旨意見の発表あって全部執行部案に賛成
- (八) 勤労所得税については大阪より撤廃が叫ばれ、四国より総合免税点2万円に引上げ、 名古屋より基礎控除600 円の各提案及び大阪より税制研究委員会の提案あり東京より 本問題は、税務官吏の立場として更に研究を遂げたる上税制研究委員会等に於て具体 的事実を発表する様執行部に於て考慮せられたき旨の発表あり全員これに賛成
- 四 官庁民主化 (官吏法) に関する件については主旨は賛成であるが具体的事項については尚 研究の余地ありとし
- 五 非民主的人物の追放に関しては其の方法等執行部一任と決定した。

次いで時期熟し団体協約の採決に入ったが午前中反対の意を表明した熊本賛意を表明するに至り且又大阪の闘争について信義と友愛の念を以て進むべきことを述べ最後にストを以ての締結は不賛成なりとし、名古屋、四国も主旨に賛成とあって結局広島の反対のみで全員団体協約締結に賛意を表した。

六 全財の単一化については東京、大阪が強行に主張したが、他は何れも時期尚早であると し次期大会へ持越されることとなった。

当日の議事は以上で終わったが各代議員の熱情溢るる発言、傍聴席よりの激励の発言等 嘗て東税総会等に於てみることのできない光景であった。

資料22

生活確保のための要望書

昭和21.11.21

要望書

我々官吏が国民の公僕たるの信念に徹し自らの職務に没頭し得るためには先づ我々の勤労による正当な収入でその生活が保証せられねばなりません。それ故我々は左記事項の速やかなる実施方を要望致します。

昭和21年11月21日

大蔵省職員組合

委員長 杉山宗六

大蔵大臣 石橋湛山 殿

記

- 一 越年資金本人最低実収 1,100 円、家族一人にツキ 300 円支給セラレタシ (最低トハ最低給料ヲ受クル従業員ヲ言フ)。
- 二 最低基本給 600 円ヲ支給シ、家族手当ヲ一人当 200 円ニアラタメラレタキコト(最低ト 八最低給料ヲ受クル従業員ヲ言フ)。
- 三 俸給手当八全部現金支給トセラレタシ。
- 四 分類所得税 / 免税点 71,500 円二、総合所得税の免税点 730,000 円二引上ゲラレタシ 尚扶養家族ニ対スル基礎控除額 / 大幅引上 7 考慮セラレタシ
- 五 不当馘首ノ反対

資料23

全官公労協の声明書

昭和21.11.22

声明書

吾々は昨21日吉田内閣総理大臣に対し全官公労協会長の名を以て要求書を提出した。去る5月 吾々は最低生活の保証を要求した。之に対し政府は欺瞞に満ちた所謂7月案を以て答へたのである。而もそれは今日に於ては、もはや吾々の生活の崩壊を喰ひとめるものではない。吾々は徒らに事を好むものでもなければ無反省な要求をなすものでもない。今日の日本の窮乏と国家再建の使命とはわれら国民に極度の待望と努力を要求していることは深く自覚している。むしろ吾々は官公従業員なるが故に、他の人々にもまして国家財政の苦しさを知っている。吾々が要求の提出をいくたびかためらひ、歯を食ひしばって堪へ忍んできたのはこのためである。しかしもはや吾々の生活は既に破壊せられつつあり、生計費の高騰は吾々を圧し潰しつつある。この重圧の下から痛切なる吾々の叫びから生れたのが、あのささやかな要求なのである。他の人々では生活して行けないような現在の収入でどうして吾々のみが生きて行けるか、官公従業員といへども人間である。吾々が生きて行けなくなれば国務の崩壊は必然である。しかるに吾々が従来とって来た謙虚な態度は逆に吾々の無力と見られはしなかったか、吾々はかかる誤解を一掃する為にも組合の強化を図らねばならない。官公従業員組合の健全な発展こそ官庁民主化の基盤をなすものである。従業員の生活の保証と官庁民主化実現が貫徹されない限り国務の完遂に重大な支障を来すであるう。

この機に日本再建の公務完遂と官庁民主化の実を挙げんが為、全官公労加盟17組合はこの共同の要求貫徹のため最善の努力を傾注する事を誓ったのである。吉田内閣総理大臣の誠意ある回答を期待し、ここに吾等の立場を声明する。

昭和21年11月22日

全国官公職員労働組合協議会

加盟各組合

全財職連の陳情書

昭和21.11.22

陳 情 書

我々は国民の公僕として祖国再建のためあらゆる窮乏と誘惑を克服しつつ国家の行政事務に精励し来ったものでありますが、客観情勢の変化は我々の収入に絶対的及相対的減収を齎らし、最早我々の正常な収入にのみ頼って居ては最低生活の維持すら到底不可能であります。

我々は我々自身の労働による正当な給与を以て官吏としての義務を遂行することが最も正しい 道と信ずるものであります。

然し乍ら我々は財務行政に直接携るものとして、階級利己主義的な政策をすべて排撃し、社会正義に立脚した経済政策を強力に実行されんことを望みます。

何卒我々の真情を御汲みとり下さいまして別紙事項の即時実施方につき万般の御努力を賜り度 く切に御願ひ致す次第であります。

追而要請事項につきましては来る11月28日迄に御回答煩したいと存じます。

昭和21年11月22日

全国財務職員組合連合会 中央執行委員長 品川 一登

大蔵大臣 石橋 湛山 閣下

[別紙]

要望事項

一 越年資金を即時支給せられたいこと。

本人一人当 1,500 円 家族一人当 300 円

但し右は税を含まない手取金であること。

又北海道、東北、信越、北陸地区等の寒冷地に対しては雪害手当或は薪炭手当等の如く 右の他に特別の措置をとられたいこと。

二 最低基本給手取り600円を支給せられたいこと。

七月案の実施により何等最低生活は保証されず、生活費を基準とした俸給制度を確立されたい。但し根本的な措置が間に合はなければ臨時的措置を直ちに講じて欲しい。

600円の金額は最低であってそれ以上は順次に引き上げること。

- 三 俸給諸手当を現金で支給されたいこと。
- 四 甲種勤労所得税の基礎控除額を1,500円に、綜合所得税の基礎控除額30,000円に引上げて頂きたいこと。尚それらについて税制の根本的改革は組合の意見を充分参酌されたいこと。

- 五 団体協約を即時締結されたいこと。
- 六 部内に残存する非民主的分子の粛正については組合の意見を採用されたいこと。

以上

資料25

全国財務職員組合連合会提出の要望書

昭和21.11.22

要望書

我等全国財務職員組合連合会はポッダム宣言忠実履行の精神に則り、敗戦日本の民主主義的再建に微力を尽すため、組合員2万8千の労働条件の維持改善、経済的地位の向上と官庁制度の民主化につき努力し来ったものであります。

然し乍ら今般政府によっておこなわれた別紙の諸般の政策*については全官庁労働組合の一翼として甚だ不満に存ずるもので在ります。

政府に於いては従来の官僚主義的観念より速かに離脱し、我々多数勤労官吏の声を聞き、其の力と意図を信頼し、別紙要望事項の実現方につき努力せられんことを要望致します。

追而要望に対しては来る11月28日迄に御審議の上御回答を煩したく御願ひ致します。

昭和21年11月22日

全国財務職員組合連合会 中央執行委員長 品川 一登

内閣総理大臣 吉田 茂 閣下

* 別紙の「諸般の政策」に関する文書は見当たらない。

[別紙]

要望事項

労働関係調整法を即時撤廃されたいこと。

全労の反対を押切って通過せしめ、又議会の付帯決議を無視して断行した労調法は産業 平和の美名の下に隠れた悪法であり、往年の治安維持法に匹敵するものであります。又官 吏の争議権を剥奪したことは、勤労官吏の生活を崩壊せしめ、封建的官庁制度の民主化を 妨げるものであり、我々は即時にこの悪法の撤廃されんことを要求します。

二 労働基準法案要綱を改正されたいこと。

来議会に提出される労働基準法案に非現業の官公吏が除外されて居りますが、労働憲章ともいふべきこの法律に現在労働組合の結成を許されて居る我々官公吏が適用されないといふことは甚だ遺憾であります。

我々は一般労働者以下の待遇で決して満足するものではなく、又それ以上の特権を与へ て貰ひたくもない。故に労働基準法案に官公吏を適用されんことを要求します。

三 官吏法案要綱を再検討されたいこと。

来議会に提出される官吏法案要綱は旧来の法規を焼直したもので何等民主化されて居りません。

我々は国民の公僕としてこの様な反動的な立法に反対であります。発表された要綱案の 改正を望むより我々はこの要綱案を撤回し、当局と我々官吏の労働組合及び第三者を以て 構成した委員会を設けて再検討されんことを要求します。

資料26

勤労所得税撤廃に関する労働戦線運動への参加声明書

昭和21.11.22

声明書

我等勤労官吏は進行する悪性インフレに直面しつつも祖国敗戦の痛手を償ふべく自らの犠牲において不充分なる生計費に甘んじて悲惨なる生活と闘ってきた。勤労所得税撤廃に関する労働戦線の運動に対し我等全国財務職員組合連合会員は漠然とこれに参加するものではないが、政府の方針たる500円生活の恩恵すら浴せざる我等の給与と而も奴隷的生活費としての基礎控除200円との矛盾に鑑みるとき、徴税官庁職員としてインフレの昂進による必然的賃金値上に伴ふ勤労所得税の租税パーセンテージの増大重課の現状を是認するものにして、国家財政と一般物価との関係を考慮しつつも勤労大衆の生存権の確保と公僕としての我等の責務を果し得る妥当なる給与制度の確立、延ひては不合理なる税制の改正に断固邁進せんとするものである。

全勤労大衆各位の正しき批判麗しき協力とを期待する。

昭和21年11月22日

全国財務職員組合連合会

資料27

大蔵大臣に対する陳情の模様

東税通信昭和21.11.22号

大蔵大臣に対する陳情の模様は、次のとおり。

全財職連委員長品川一登は、午前11時30分、片桐秘書官に面接、つづいて大臣、次官、官房長に面接、陳情書を提出し、次の対談(要旨)を行った。

官房長 本要求事項中団体協約の締結に関する事項は越年資金の要求とは別と思う。

委員長 別ではあるが、前回に引続き一括して要求した。

官房長 協約問題は単に大蔵省と全財だけの問題でなく全官公労と政府との問題であり、これについては本日次官会議をやっているから何等の形に於て要望に添ふやうになるだろう。次に経済問題は他組合からも出ているが全官公の要求を要求として一括して考慮したい。特殊地域に対しては別途考慮したい。何れ予算の関係もあり各省間の打合せ等今明日にあるから諸君の説明を

聞くまでもない。

委員長 自分達の要求は不足額の平均であり、全官公は最低で産出している。実際の平均は 我々の方が低いことになっている。

勤労所得税については全官公とは別な歩調をとっている。声明書も出している。出来れば建白 事項として今後税制研究委員会の如きものを造りたいと思っている。

官房長 この問題については大蔵省の見解を正式発表したいと思っている。

委員長 書記局調査の生計費について説明する。

官房長 数字記入の詳細は給与局へ話し給へ、連絡をとる。

委員長 給与局へ行くと辞す。

官房長協約の点は少しまってくれ。

資料28

全国財務職員組合単一組織化に対する勧奨

昭和21.11.21

全国財務職員組合単一組織化に対する勧奨について

皆様は現在の自分の給料を支給された時、どうして今月を此の給料でやって行かうかと考へさせられるときはありませんか? この給料で充分だと思いますか? 最低の生活を維持する事が出来ますか? 自分の周囲を眺めて闇屋や、商人や、他の会社の従業員や、労働者を羨む心が起きたことはありませんか?

今度の新給与令に依る給料では、我が東京税務職員組合の組合員は、どうしてもやって行けない状況です。先頃組合で、管内の職員について7、8月2月分の生計費調査をやったのですが、独身者で300円、3人家族で600円から900円、多いのになると1,500円位の平均赤字です。新俸給は賞与の月別を加算してあると云ふのですが、実収は前の収入と変わりません。政府は3割も増加していると云ひますが、上に厚く下に薄いのでこうもなるでせう。むしろ減少している者さへあります。

結局、年の賞与額だけ我々は減少する訳で、従来ならば年末の賞与をめあてにして我々は我慢したのですが、今年は無いのです。結局赤字が補填されずに着物をうる。親から貰う、不義理する。竹の子生活を続けなくてはいけないでしょう。去る5-7月の全官公の100円闘争は、物の見事に背負投を食ったやうな結果になりました。

そこで我々はどうしても越年する必要な資金、寒冷地の雪害手当等が必要になり去る11月15日 大阪西宮〔宝塚〕において全国財務職員組合連合会の第2次臨時大会を開いた決議に依って去る 20日次のような、要求書を首相、蔵相に提出し、28日に回答を貰うことになっています。

一 越年資金

本人一人当 1,500 円

家族一人当 300 円

雪害手当については、別に特別に措置をなすこと

二 最低俸給基本給 600円

以上手取りたること

- 三 俸給手当等の現金支給
- 四 所得税の基礎控除額引上

甲勤 1,500円

綜合 30,000 円

- 五 団体協約の即時締結
- 六 非民主主義者の粛清
- 七 労調法の即時撤廃
- 八 労基法案の改正

それで共通目的を有する国鉄、全逓、全教、全公連、全官公 (全財加盟) と共同歩調をとって、要求の貫徹に努力しています。我々が国民の公僕として職務完遂するには、どうしても、我々の待遇改善、税界の民主化を図ることが必要と考へます。然し頑固な政府官僚は我々の実情を無視し、色々言辞を構へ、其の上色々と障害があって、仲々思ふようになりません。然しどうしてもやり遂げなければ、我々は何時迄も奴隷的な存在に甘んずるより外はないと考へます。民主日本建設へ努力を傾注している国民の圏外に去るではないでせうか。我々は先づ我々税界の民主化を図る必要を痛感すると共に、之等目的完遂には我々全従業員の大同団結が必要であります。

現在我が税界は全国財務職員組合連合会を組織していますが、連合であって寄合世帯の弱体組織で寄木細工であります。そこでどうしても強力な組織が必要です。我々の目的完遂は特に力関係が比重となります。労調法施行以後の官庁労組には特に組織に依る強力な力が必要で、これを以て去る九月の全財第一次大会で5-3の賛成申合決議で11月結成を目途とする事になり、本部に於て鋭意規約等の起草準備をし第2次西宮大会(11月16日)に提示したのでありますが、3賛、3否、留保2で時期尚早論が大勢を支配し、遂に原案の単一も白紙に還元することになりました。

再三繰返すのですが、前記の要求貫徹も容易とは考えられません。従来中央執行委員等が幾多 交渉の経過を顧みる時、切実に強力な団結と組織が痛感されるのです。

交渉するもののみは背後の力関係を知っているからです。

曩に国鉄争議の分裂は連合体の欠陥を暴露したものであり、全逓の強力は単一の強みであります。分裂の苦杯をなめた国鉄は数日前の戸倉大会に於て単一組織を決定致しました。我々は普遍的な共通の目的の為に小異を捨て、大同に就く必要があります。個々の特殊性を主張する余り大筋を見失ふことを虞ます。単一を反対する者の、地方特殊性の尊重も単一に依って失われるものではありません。時期尚早を唱へる者の意識の低調を指摘し、盛上るのをまってと言ふことは一応肯定されますが、熟柿を待つか、棚ボタ式な、人の尻馬に乗る思想は排撃したい。我々は意識は低調とは信じない。民主革命の途上にある日本人として民主革命の途上にある日本人として民主革命の途上にある日本人として民主的な目覚めがなかろう筈はないと考えたい。只地方的影響に依り表面化せぬに過ぎぬと思うのです。

左の組織図〔省略〕の如く署の問題は署で、局管内問題は局で解決し得る。地方の特殊性、自主性は単一に依って毫も侵されるものではありません。

良く時勢を達観し、客観的な観察こそ望ましいもので、全財単一の一日も速かなることを希求

し、皆様御承知せらるるであろう単一全国財務職員組合規約案(西宮大会で各組合代表者へ配付) に依って来る12月下旬か1月初旬に結成大会を催したいと考え大方の御賛同をお願ひしたいと存 じます。

左記何分の御回答を願います。

昭和21年11月21日

東京都千代田区代官町二 東京財務局内

東京税務職員組合書記長

各 位

組織図 〔略〕

全国財務職員組合単一化について

- 一 賛成
- 一 不賛成

賛否 何れか抹消のこと

県	署
全員	名
賛成	名
不賛成	名

- 希望事項(単一につき希望事項ある場合) 右の通り 回答致します。

署

職員組合

代表者

東京都千代田区代官町二 東京税務職員組合 書記長殿

全官公労協に対する第1回目の政府回答

昭和21.11.27

昭和21年11月27日

内閣総理大臣 吉田 茂

全国官公職員労働組合協議会 議長 水口 宏三殿

今回提出にかかる要求の各項に対して左記の通り回答する。

- 一 「越年資金として最低実収本人1,200円、家族1人当300円を現金で12月15日までに支給すること。尚寒冷地に付いては更に寒地手当を同時に支給すること」についてはできる限り要求に副ふ様に努力する。
- 二 「最低基本給月600 円、家族手当一人当200 円 (全国一律)を本年12月から支給する事とし、同時に其の他の者に付ては右と均衡を得る様に合理的に是正すること。尚右の改正が 直ちに実施されない場合は暫定的に毎月之に相当する臨時生活補給金を支給すること」に付て政府は今後官公職員待遇改善審議会を設け従業員側代表も之に参加し速かに官公職員に対する物価水準に適応した適正な給与標準を決定する方法であるから同審議会の決定を待つことと致したい。
- 三 「右に併行して我々の薄給な勤労者より勤労所得税を撤廃し綜合所得税の免税点を3万円とすること。」に付て

勤労所得税の全面的撤廃は国家財政の現状からみて不可能であるが、基礎控除額の引上等に付ては考慮して居る。綜合所得税は前年度の収入に課税するものであるから現在税率は増加した本年度収入に適合しない事は云ふ迄もなく当然改正されるものである。

四 「俸給、給料、諸手当の全額を現金で支給すること」に付て

之は国家経済全体の立場から考究されなければならぬ問題であって、給与金額を現金で支給する事は現下の情勢に鑑みて甚だ困難であるが、現在の500円の枠を緩和する事に付ては目下慎重研究中である。

- 五 「不当な馘首を行わないこと。」に付て当然である。
- 六 「各官庁責任者に対し至急管下の職員労働組合と労働協約を締結させること。」に付て労 働協約は各官庁責任者と職員労働組合との自発的な合議に基いて締結されるいきものであ
 - る。各官庁責任者が職員労働組合との団体協約をするのを妨げようと云ふ意思は毛頭ない。
- 七 「労働関係調整法を撤廃すること」に付て 現在全然その意思を有しない。

[参考]

官公職員待遇改善審議会設置要綱

- 官公職員が労調法の規定によって争議を制限・禁止されているので、不当な待遇を受けることのないよう別途考慮する必要のあること。
- 一 官公職員の給与水準が生計費または民間との均衡を保つよう調査審議を行い、合理的な 給与体系の確立、福祉施設の改善、その他待遇に関する重要問題について自発的に又は諮問、要求に応じて調査審議することを目的とする。
- 一 労調法にもとずくあっせん、調停仲裁のような仕事を目的とせず、いかなる意味でも既存の労働委員の機能にとって代わるべき性質のものでないこと。
- 一 政府が審議会の決定と異なった措置をとろうとするときは、理由を付して審議会に通知しなければならない。

[出典:朝日新聞21.12.11.大蔵省発表21.12.10.(資料労働運動史昭和20・21年P.348参照)]

資料30

非現業官吏と団体協約について

昭和21.11.21

非現業官吏と団体協約に付いて

(本稿は、10月12日全財委員長に対し回答案を手交したる際、口頭にて敷衍説明したる速記録なり。) 官房長 愛知 揆一

- (1) 労働組合法は率直に謂へば、果して非現業の官吏を、立法当初から対象として考えていたか。疑ひなきを得ない。又労働調整法や、労働基準法案等は非現業の官吏を特殊扱ひにして居る。一言にして謂へば労働組合運動と非現業官吏との関係は法理的にも明らかでないし、本質論としても明瞭でないのが事実である。
- (2) 固より、現行法の下に於ては、非現業官吏と雖も、大臣を、仮りに使用者とみて団体協約を結ぶことは可能であり、又既に之を締結した例もある。併し乍ら、既に結ばれた協約の如きは、私見を以てすれば非現業官吏の本質を充分研究せざるものであり、之を一のモデルと見ることには与し得ない。私は、此の際新日本に於ける官吏のあり方には、充分研究と省察とをした上でなければ軽々に此の問題に対する解答を出し得ないのである。況や前記の如く、立法の経過に於ても、此の問題は明瞭になって居ないのに於ておやである。
- (3) 然らば、新日本に於ける官吏とは何であるか。新憲法第十五条に「公務員を選定し、及び之を罷免することは国民固有の権利である。すべて公務員は、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない。」と明瞭にうたってある。

此のことは、謂はば国民が使用者であり、官吏が被使用者であることであって、然りと すれば官吏が官吏と団体協約を結ぶことは、おかしいとも言へる。

- (4) 右の関係は、更に現在立案中の官吏法によって明確にされるであろうが、之とて官吏を使用する国民の代表者であるところの国会によって制定せられるわけである。
- (5) 之を要するに、労働組合法に基く団体協約を官吏と官吏との間で締結することには色々の意味で異論なきを得ない。自分としては以上のべたところによって実質的に新時代の官

吏に相応しい社会的、経済的地位の昂上を図る方式を産み出し、それを発展せしめるやうな方向に進み度い。又その方法に付ては、充分諸君の意向を取入れて協議したいと思う。

(6) なほ又官吏が組合を通じて色々今日の運動を起こすことは時期が悪い。少くとも世間に いらざる誤解を起こさせる虞があると思ふ。

といふのは、御承知のやうに産別の10月攻勢が宣言され、その闘争項目の中には明瞭に 団体協約の締結と言ふことが重要なる一項として掲げられて居る。その関係に於て諸君の 要求も或いはそれと一脈相通ずるものが、ありはしないかといふ誤解を起こす虞なきを保 し難い。

(7) 次に、ここに付言して置きたいことは、東京局内では、去る2月以来の要請事項に対する回答が曩に局長から発せられ、それに基いて既に人事の協議会が発足しようとしている。 東税組合もその回答を以て闘争を打切ることにした。私は、従って先づ以て東京の管内に 於て、その人事の委員会が予期のようにうまく運営されることを衷心から希望している。 之は私だけではない。

大蔵大臣以下全大蔵省に期待を持たれて居る点を改めて御留意願いたい。率直に言へば、 大阪その他の局の幹部はあれでさえ行き過ぎで在るといふ意見が濃厚で、本省が、或は東 京局が、弱腰であるとさえ言って居る事実をも併せて御伝へして置く。

- (8) 本日は前に申述べた如く、建前の問題をはっきりさせたいと思ふので、個々の要求事項に付て意見を言ふことは差控へるが、唯更に一点申添へて置きたいのは、私見を以てすれば諸君の要求の第一項の如きことが、仮に実際行はれるとするならば、官庁の機構と言ふものは全く動かなくなる。といふのは諸君の委員長以下は組合事務に専念をし且異動などは全然行はれないと言ふことになれば局長や署長よりも委員長の方が遙に強力なものになる。局長も署長も、それでは責任を以て仕事ができなくなる。私は、単に官庁機構の秩序が乱れるといふだけのことを言って居るのではない。局長とか署長とかは、何万も否何十万にも及ぶかも知れない納税者に対して絶対の責任をもつものであるので、その責任の度合は委員長が諸君組合に対する責任などと比較にならないものであるといふことも充分考えて貰いたい。況や数日来私が強調して居る如く、諸君と局長との間、或は諸君と署長との間、更に諸君と本省の幹部との間には労資の二陣営に相対するといふような本質的な利害の対立がないだけに、局長が二人できたといふやうな誠に変な恰好になれば、納税者たる国民はそういった組織に対して果して信頼を持つであらうか。その答は言はずして明らかであらう。農林省の現在の執務状態の如きは、私は率直に言って国民の同情と信頼とを受けては居ない。悪く言へば悪民主化とさへ言へるであらう。
- (9) 最後に、以上述べたところにより、私は今日は個々の項目については一々回答する段階ではないと思ふ。私は回答案の前半に問題にして居る建前論と本質論とに付て一線を画さざる限り、個々の問題には諸君も入れないであろうし、私も入ることはできない。唯、諸君がそれに付ての態度を決せられるに際しては回答案の後半を熟読玩味して貰ひたいことを申し上げておく。

全財職組連の要望に対する政府回答

昭和21.11.30

昭和21年11月22日附全国財務職員組合連合会の要望に対し左の通り回答する。

記

- 一 越年資金については、当方としても予てから之を支給すべく研究中であったのであるが、 最近における経済情勢の推移に即応し、これを実現するやう努力する。但し、これが実施 の為には、先づ以て財源を調達しなければならず、ひいて財政金融全般の観点から、慎重 検討を要する問題であるから、越年資金は実現しても其の額は要望額とはかなり開きのあ るものとなることを諒承せられたい。
- 二 最低基本給引上等の待遇改善については、各人別のカード調査*の結果をまって、各庁 間の是正を図ることとしたい。なお、右については官公職員待遇改善審議会を至急設置し て職員代表の参加を得るは因より、財政計画等の全般的観点から公正な審議を経てこれを 決定したい。
 - *昭和21年8月9日の閣議で、「官庁職員給与制度改正実施要項第41項」により、昭和21年7月1日現在の「新俸給及家族手当調書」の作成を言う。
- 三 俸給手当の全額現金支給は現下の情勢に鑑み、夙に研究中のものであるが今直ちに之を 撤廃することは大局から見て不適当と思ふ。但し、越年資金については成るべく新円払ひ とするやう考慮したい。
- 四 明年度においては成るべく所得税につき根本的改正を企画しているので勤労所得税の負担についても重課とならぬやう研究を進めて居る。若し現行制度のままとすれば少句とも 綜合所得税の免税点については相当これを引上げることとなろう。
- 五 団体協約については当方の意思は屡次披瀝した通りであるが、更に別途研究致したい。
- 六 答弁の限りでない。

昭和21年11月30日

大蔵大臣 石橋 湛山

全国財務職員組合連合会

中央執行委員長 品川 一登 殿

資料32

全財職連闘争宣言案

日付不明

闘争宣言(案)

我等全国財務職員組合連合会は2万8千組合員の生活権を擁護するため越年資金最低俸給制確

保等待遇の改善を要求したのであるが、之に対する内閣総理大臣及大蔵大臣の回答は単に「努力する」「考慮する」「善処する」等甚だしく誠意を欠いたものであり、我々は全面的に不満である。 我々は国家の行政に携わるものとしてその責務の重大なる官庁事務の崩壊を最も危惧して居るものである。

然るに政府はその官僚的支配を保守せんがため、一部ブルジョア階級の利益擁護にのみ汲々として我々勤労者に対しては単に財源がないといふ理由で、我々の生死を賭けての要求を冷酷にも 拒否して居るのである。

更に我々の真の叫びを圧殺するため議会の付帯決議を無視して争議弾圧法を施行して我々の正当なる争議行為を禁止し又反動的な官吏服務規律の焼直しである官吏法により従来の絶対的専制的官僚主義の枠に我々を逼塞しようとして居る。我々はあらゆる政府の弾圧と欺瞞を排除し、我々の最低生活を確保するため断固邁進することを内外に闡明する。

若し政府にして我々の要求を拒否しその解決を遷延するならば我々の組合の総力を結集し全官 庁労働組合と緊密なる連絡の下に最悪の事態に突入するであろう。この場合惹起さるべき不祥事 についての一切の責任は政府当局にあることを宣言する。

昭和21年月日

全国財務職員組合連合会

資料33

全財職連闘争方法案について

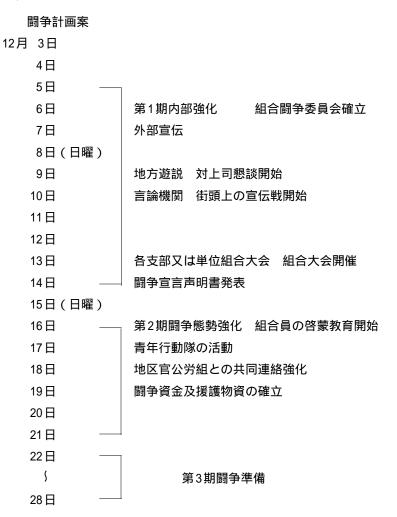
日付不明

闘争方法案

- 一 一斉辞表提出 [職場放棄の一手段・筆者注]
- 二 連日職場大会開催
- 三 スポーツ・演芸会を頻繁に行ふ。
- 四 直接街頭宣伝(靴磨き、花売り)
- 五 ゼネスト又は一部スト (労調法違反)

附 闘争組織図





税制研究委員会の組織

日付不明

税制研究委員会の組織

- 目的 従来の税制が金融資本と結託した一部の官僚によって作られたためか非常に非民主的で大衆的重課となっている。我々は第一線の行政に当る組合員の総意の創造ともいふべき民主的な税制を打樹てねばならぬ。そのために我が全財に設けられるのが、この委員会である。
- 二 構成(イ)委員会は東京におく。
 - (口)委員会は総合部、直税部、間税部の三部に分ける。
 - (八) 各組合に小委員会を置く。小委員会も之を三部に分ける。
- 三 委員(イ) 委員会の委員は、各組合各一名宛、直税部は二名する。
 - (口)委員会及小委員会会議及事務を掌るため夫々議長を置く。

資料35

全官公庁労組闘争宣言(要旨)

昭和21.12.3

闘争宣言〔要旨〕

われわれ官公庁280万労働者は劣悪な賃金のために、生活の窮状は今やその極に達した。この生活の破局を前に各官公庁従業員はそれぞれの所管大臣に対して窮状を訴え、最低生活権擁護のための交渉を続けてきた。しかるに当局は何等誠意を示さず、作文的回答を与えて表面をごまかさんとしている。これはわれわれ今日までの誠意と努力を無視したもので、遺憾ながら交渉は決裂状態となったと断ぜざるをえない。ここにおいて全官公庁労働者は強力な団結の下に、連帯的立場において、あくまでこの切実な要求の貫徹を期し断固として闘争を展開する。

[昭和21年12月3日]

[全官公庁労組拡大共同闘争委員会]

資料36

共同要求書

昭和21.12.3

共同要求書

全官公庁共同闘争委員会

国鉄労働組合総連合会
全国官公庁職員労組協議会
全国教員組合
全国公共団体職員労組連合会
全逓信従業員組合

右五団体は各々大会の決議により要求項目を所管大臣に提出せり

今別紙十項目の共同要求を内閣に提出し之に対し政府の責任ある回答を要求する。 [別紙]

共同要求事項

- 一 経済情勢に適応せる最低賃金制の確立
- 一 越年資金の支給(12月15日迄に支給されたし)
- 一 労働協約の締結促進
- 一 越冬手当支給
- 一 勤労所得税の撤廃
- 一 綜合所得税免税点3万円に引上げ
- 一 総ての差別待遇の撤廃
- 一 労調法反対
- 一 俸給諸手当総て現金支給
- 一 不当馘首反対 昭和21年12月3日

内閣総理大臣殿

資料36 2

全官公労組代表蔵相と会見・その模様

昭和21.12.5

全官公労組代表蔵相と会見

応答次のとおり。

一 経済情勢に適応せる最低賃金制の確立

経済情勢に適応するのだから、ここではっきりきめることは出来ない。大蔵省給与局で8月以来、官吏の給与状況を統計的に調べており、来年2月でないと資料が集まらない。これを基礎として根本的に給与制度を改革し、4月から実施する。もちろんそれは最低生活を保証するものとしたい。それまでに7月案のときのような妙なことをするとまた凸凹ができるからまってほしい。しかしその間必要とあればなんとか暫定措置をしよう(ここで「必要とあれば」が問題となりもめる)。

一 越年資金の支給(12月15日までに支給されたし)

出せれば15日をまたずに出したいが相談がすんでいないから、額も即答できない。

- 一 越冬手当支給 (寒冷地に支給)
 - 制度として考えているが目下研究中である。
- 一 勤労所得税の撤廃
 - 次の通常議会で問題とするが、恐らく不可能だろう。
- 一 綜合所得税の免税点3万円に引上げ
 - 3万円に引上げるとかでなく、なにか別な方法でやらねばならぬと考えている。
- 一 俸給諸手当すべて現金支給
 - そのうちなんとかしなければならぬと考えている。

[出典:朝日新聞・昭和21.12.5]

以上に対し、12月4日付け日本経済新聞は、「手はじめは生活費・給与審議会の研究題目」の見出しで、蔵相は、最低賃金制の問題は給与審議会によらねばならないが、越年資金並びに生活保障については十分考慮する旨約した、とし、近く給与審議会は発足するが、同審議会が直ちに採り上げる問題としては、

(1)最低生活費の算定、(2)この生活費を生活給とし、この上に能率給を加える標準賃金制を職種別、経験年数別に設定すること等で、更に、(3) インフレ昂進と賃金、(4)賃金と完全雇用の調整などがあげられているが、給与審議会は、賃金政策に関する大綱を審議するに止め、具体的問題は賃金委員会が決定する、と報じている。

資料37

官吏俸給令の一部改正

昭和21.12.3

官吏俸給令の一部改正勅令

朕は、官吏俸給令の一部を改正する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和21年12月3日

内閣総理大臣 吉田 茂 大蔵大臣 石橋湛山

勅令第591号(官報12月4日)

官吏俸給令の一部を次のように改正する。

第七条ノ二 同盟罷業其ノ他ノ争議行為二因リ執務セザル者ハ日割計算ニヨリ俸給ヲ減ズ 附 則 この勅令は、公布の日(昭21.12.4)から、これを施行する。

全財の再要請に対する大蔵大臣の回答

昭和21.12.9

昭和21年12月3日附全国財務職員組合連合会の再要請に対し左記の通り回答する。

記

一 越年資金については、曩にも回答した様に之が支給の必要を認め、其の実現方について 目下努力中である。其の支給金額についても出来る丈要望額との開きを少なくしたいと考 えて居る。併し乍ら之を支給する為には其の財源を調達しなければならず、従って其の財 源の調達が国民生活に及ぼす影響をも考慮しなければならない。即ち国民に何処まで負担 して貰へるかと云ふ見地から決定しなければならないのであるから、最小限度と考えられ る要望額も其の金額の支給が実現出来ないこととなる場合があっても諒承せられたい。

其の支給見込額については未だ発表し得ない状態にあることを諒解せられたい。

支給の時期は出来る丈早くしたいと考えているが、支給見込額と同様未だ回答し得る時期に至って居ない。

尚応急措置として12月の俸給支給日の繰上げを行ふ。

二 基本給是正の基礎資料となるべき各人別カード調査の終了時期は各官庁から提出せられる事務手続の進捗状況如何にもよるが来年3月頃までには終了したいと考えて居る。官公職員待遇改善審議会については既に設置要綱が閣議に附議せられたから其の設置の時期は近いと考へる。

カード調査や待遇改善審議会設置前の応急措置としての待遇改善は考えていない。

- 三 俸給手当の全額現金支給の問題は年末の通貨膨張期を目前に控へて居り而も一方越年 資金の現金支給が行はれる見込であるから今直ちに之を実現することは出来ない。新春 になって通貨金融の情勢を見て決定したいと考えて居る。越年資金は現金を以て支給する様手続を進めて居る。
- 四 免税点の引上等に関する所得税の改正は明年度の全般的税制改正の一環として研究中であって、未だ其の具体案を確答し得る時期ではない。
- 五 団体協約の問題は省内現業官庁に於ては之を締結すべく協議進行中であるが、今回現業 以外の行政官庁に於ても協議を開始する用意がある。但しその内容については政府全体の 方針に従うべきこと勿論である。
- 六 非民主的分子は追放令に依って追放せられて居り又現に尚非民主的である為に官公職に在ることが適当でない様な者が居れば之を排除するのは当然である。併し乍らこのことは日本政府の責任に於て遂行せらるべきものであって職員組合の関与すべき問題ではない。昭和21年12月9日

大蔵大臣 石橋 湛山

全国財務職員組合連合会 中央執行委員長 品川 一登殿

全官公庁共同闘争委員会に対する政府回答

昭和21.12.10

全官公庁共同闘争委員会に対する政府回答

一 経済情勢に適応する最低賃金制の確立

回答 現在の経済情勢に適応せる給与標準の設定については原則として異存なく、近く 設置される官公職員給与改善審議会において篤と研究の上実施したい。

一 越年資金の支給(12月15日迄に支給され度し)

回答 政府は年末一時金を現金で支給することを考慮し、引継き関係方面と交渉中である。これが実現すれば不充分ながら御要求に応ずることができるものと考へる。

一 労働協約の締結促進

回答 各官庁責任者と組合側の自発的会議により締結されたい。

一 越冬手当支給

回答 年末一時金支給の際之に折り込むことを考えてみたい。

一 勤労所得税の撤廃

回答 勤労所得税の撤廃は国家財政の現状からみて不可能であるが、その合理化については研究中である。

一 綜合所得税免税点3万円に引上げ

回答 免税点の引上げについては今確答できないが、綜合所得税についても其の合理化を研究中である。

一 総ての差別待遇の撤廃

回答 不合理な地方差其の他不当な差別待遇があれば、各人別給与実態調査完了の上是正することと致したい。

一 労調法反対

回答 承っておく。現在その撤廃については考へていない。

一 俸給諸手当総て現金支給

回答 国民経済全体の立場から考慮すべき問題であって今直ちに枠を全面的に外すことは困難であるが、目下慎重考究中である。

一 不当馘首反対

回答 当然のことであろう。

[出典:朝日新聞・昭和21.12.11.(労働省編「資料労働運動史昭和20.21年347頁参照)]」

東京稅務職員組合総会運営細則

日付不明

東京稅務職員組合総会運営細則

[臨時総会開催手続]

第一条 規約第8条に依り代議員が臨時総会の開催を請求する場合は所属支部地方委員会を経て中央執行委員長に開催すべき理由及期日を明記した文書を提出しなければ成らない。

[監査委員の代議員資格審査の発表]

第二条 組合の議事に入る前に監査委員は議長を経て代議員の資格審査の結果を発表し総会の 成立か否かを確認しなければならない。

〔議長の選出〕

第三条 総会の議長は其の都度之を選出する。議長は監査委員を除き全構成員の中から選出する事ができる。

[副議長の専任]

第四条 議長は必要に応じ副議長一名を選任する事ができる。

副議長は議長を補佐し議長に事故があった場合は其の職務を代行する。

〔議長の職責〕

第五条 議長は総会を統括しその運営につき一切の責任を負ふ。

[議長の罷免]

第六条 議長が前条の職責を遂行する事が不適当と認められる時は代議員は出席員三分の二以 上の同意を得て之を罷免する事が出来る。副議長についても同様である。

〔議決・選挙権〕

第七条 議決権及選挙権は出席代議員一人一票とする。執行部及書記局に所属する者は議決権 及選挙権を持たない。

[委任状の取扱]

第八条 委任状は代議員一人につき二枚以内とし復委任を認めない。 中央執行委員長又は議長宛の委任状は無効とする。

〔緊急動議の扱い〕

第九条 議事進行中緊急動議が提案された場合議長はその緊急動議を附議するか否かを採決し 可決後審議しなければならない。否決された緊急動議はその趣旨が同一である限り二回以上 提案する事が出来ない。

[役員の選挙]

第十条 役員の選挙は左の順序によって之を行う。

- 一 委員長 単記
- 二 副委員長 二名連記
- 三 書記長 単記

四 中央執行委員 五名連記

五 監査委員 二名連記

[代議員の異動と届出]

第十一条 各支部に於て規約第十九条に依る代議員に異動があった場合は、その都度中央執行 員長に之を届出なければならない。

〔傍聴者の発言〕

第十二条 総会の傍聴は自由である。但し傍聴者は議長の許可を得なければ発言出来ない。 〔細目の定め〕

第十三条 総会の運営につき本細則に規定のない事項については其の都度之を定める。 [変更]

第十四条 本細則の変更は総会の承認を要する。

〔実施日〕

第十五条 本細則は、昭和二十一年十二月十日より之を実施する。

資料41

東京稅務職員組合第6次執行部役員名簿

昭和21.12.10

第6次執行部役員名簿

東京税務職員組合は、12月10日臨時総会において闘争態勢の強化のため、役員改選を行い、 第6次執行部を組織した。

第6次執行部役員は、次のとおり。

委員長 川上嘉(王子)

副委員長 有賀茂雄(杉並)・佐藤誠(局)

書記長 岩上新一郎 (中野)

中央執行委員 加藤良光 (品川·企画部長 文化部長)

加納 貞 (局・情報部長)

木村吾作(局) 番場三作(新潟) 斉藤甚助(大森・青年部長)

入江要一(局) 藤井信重(前橋) 金沢幸蔵(松本)

福田英敏(目黒・総務部長) 鈴木保(京橋) 宮本忠雄(亀戸) 羽柴幸助(局・会計部長) 金子光吉(大月) 吉池治利(上田)

高橋洋郎(長岡) 鎌仲保(世田谷) 代茂(熊谷)

山本道(連絡部長・局)

監査委員 義丸信二(前橋) 岩上準二(局) 葛間寛(局)

東京税務職員組合青年部規約(案)

日付不明

東京税務職員組合青年部規約(案)

第一章 総則

[名称]

第一条 この青年部は、東京税務職員組合青年部という。但し、東税青年部と略称することが 出来る。

[組織]

第二条 この青年部は東京税務職員組合員(以下単に組合員という。)の青年を以て組織する。 但し評議員会に於て承認する者を青年部員とすることができる。

[目的]

第三条 この青年部は組合規約第四条の目的達成の為部内青年の政治、経済、文化等々の面に 於ける啓蒙運動を行ひ、其の資質の向上を図ると共に、組合幹部を支持し、組合の主張貫徹 の為、組合の自主的推進力となることを以て目的とする。

(部門)

第四条 この青年部は前条の目的を達成する為、左の部門を置く。

- 一 政策部
- 二 調査部
- 三 連絡部
- 四 政経部
- 五 文芸部
- 六 体育部

[青年行動隊]

第五条 この青年部は、この規約第三条の目的達成の為必要に応じ青年行動隊を組織することが出来る。

青年行動隊に関する規定は別に定める。

[本部・支部]

第六条 この青年部は本部を組合本部内に支部を組合各支部内に置く。

第二章 青年部員の資格

〔資格〕

第七条 この青年部員は左の資格を有することを要する。

- 一 満十六才以上 満三十五才以下
- 二 この規約第二条但書に該当する者

第三章 加入及脱退

[加入]

第八条 この青年部へ加入しようとする者は、規定の書式に従ひ、指定の事項を明記し、支部 の青年部長を通じ部長に申込むものとすること。

〔許可〕

第九条 前条の申込があったときは、部長は直ちに本人の資格を調査の上、之を許可する。

[脱退]

第十条 この青年部員にして青年部を脱退しょうとするときはその理由を明記して部長に届出 でるものとする。但し、会の承認を得ることを要する。

〔再加入〕

第十一条 青年部員にして一単脱退した者の再加入は、会の承認を要する。

第四章 機 関

[機関]

第十二条 この青年部に左の機関を置く。

- 一 総会
- 二評議員会
- 三 支部青年総会

総会は代議員及本部役員を以て構成し、年二回部長之を召集する。但し評議員会必要と認めた場合は臨時に之を開催することが出来る。

評議委員会は総会にぐ決議機関であって部長、次長、評議員を以て構成し必要に応じて部長之を召集する。

支部青年部総会は支部青年部会員を以て構成し年二回以上支部長之を召集する。

第五章 役 員

[役員]

第十三条 この青年部に左の役員を置く。

部 長 一名

次 長 一名

評議員 若干名

部長は総会に於て直接選挙によって之を決定する。部長は、組合委員長に従属し、この青年部を代表して事務を整理し一切の責に任ずる。

次長は総会に於て直接選挙によって決定する。次長は部長を補佐して事務を処理し部長事 故あるときはその職務を代理する。

〔支部役員〕

第十四条 支部青年部に左の役員を置く。

支部青年部長 一名

支部青年副部長 一名

幹事 三名

支部青年部長は、支部青年部総会に於て選出し、支部を代表し支部一切の事務を統理し其の青に任ずる。

支部青年副部長は支部青年部総会に於て選出し支部青年部長を補佐し支部青年部長事故あるときは其の職務を代理する。

幹事は支部総会に於て選出し、支部青年部の事務を処理する。

[役員の任期]

第十五条 この青年部の役員の任期は各六ケ月とする。但し重任を妨げない。

[役員の無断辞退の禁止]

第十六条 この青年部員であって役員に選挙せられたときはこれを拒むことが出来ない。但し、 止むを得ないときは評議委員会又は幹事会の協議により承認することがある。

第六章 賞 罰

[表彰]

第十七条 この青年部員であって青年部に多大の貢献のあったときは評議委員会の決議によって之を表彰する。

[除名]

第十八条 この青年部であってこの規約第二十二条に違反し又は青年部の名誉を汚損し若しく は利益に反する行為をなしたときは総会の決議により之を除名し又は其の権利を停止する。

第七章 会 計

[経費]

第十九条 この青年部の経費は組合より支出を受ける外必要に応じ其の都度これを徴収する。

第八章 事務規定

[物品等保管義務]

第二十条 この青年部に左の物品及帳簿を保管するものとする。

- 一 青年部規約一切
- 二 青年部及青年部長印
- 三 役員名簿
- 四 部員名簿
- 五 議事録
- 六 会計に関する帳簿

[支部の物品等保管義務]

第二十一条 支部青年部は左の物品及帳簿を保管するものとする。

- 一 支部青年部規約一切
- 二 支部青年部及支部青年部長印
- 三 支部青年部役員名簿

四 支部青年部部員名簿

五 議事録

六 支部青年部会計に関する帳簿

第九章 附 則

[規約・決議の厳守義務]

第二十二条 青年部員は青年部の規約及決議を尊重し之を厳守しなければならない。

[準用規定]

第二十三条 この規約に規定がない事項について必要を生じた場合は組合規約を準用し、組合 規約に規定がない場合は其の都度之を定める。

[総会の運用]

第二十四条 総会の運用に関しては組合総会運営細則を準用する。

[規約変更の要件]

第二十五条 この規約は総会の決議を経なければ変更することが出来ない。

[実施期日]

第二十六条 この規約は、昭和二十一年十二月 日より実施する。

資料42 2

東京稅務職員組合財務局支部青年部規約案

日付不明

東京税務職員組合財務局支部青年部規約案

第一章 総 則

[名称]

第一条 本青年部は東京税務職員組合財務局支部青年部と称する。但し東税財務局支部青年部 (仮称)と略称することが出来る。

[目的]

第二条 本青年部は部内青年の政治、経済、文化等の面における啓蒙運動を活発に行ひ、その 資質の向上を図ると共に組合幹部を支持し、組合の綱領並に主張の貫徹を以て目的とする。

〔単独行動の禁止〕

第三条 本青年部は当局に対し単独に要求事項を提出し、争議行為をすることが出来ない。

[組織]

第四条 本青年部は東京税務職員組合財務局支部に属する組合員の青年を以て組織する。但し 委員会に於て承認する者を青年部員とすることが出来る。

[事務所]

第五条 本青年部の事務所は東京税務職員組合財務局支部内に置く。

(部門)

第六条 本青年部は本規約第二条の目的を達成する為め左の部門を置く。

- 一 弁論部
- 二 図書部
- 三 編集部
- 四 音楽部
- 五 演劇部
- 六 山岳部
- 七 其の他青年部の目的達成に必要なる事業

第二章 青年部員の資格

[資格]

第七条 青年部員は左の資格を必要とする。

- 一 満十六才以上 満三十五才以下
- 二 本規約第四条に該当すること

第三章 加入脱退

[加入]

第八条 本青年部へ加入しようとする者は、規定の様式に従ひ、指定の事項を明記し委員に申 込むものとする。

[資格の調査]

第九条 前条の申込みがあったときは委員は直ちに本人の資格を調査の上、之を許可する。

[脱退]

第十条 本青年部員にして支部を脱退しようとするときは、其の理由を明記して届出るものと する。但し、委員会の承認を経ることを要する。

[資格喪失者の脱退]

第十一条 本青年部員にして組合員たる資格を失った者は脱退を命ずる。

〔再加入〕

第十二条 本青年部員にして一旦脱退した者の再加入は委員会の承認あることを要する。

第四章 青年部員の権利義務

〔選挙権・被選挙権〕

第十三条 本青年部員は役員の選挙権及び被選挙権を有する。

[発言・投票の権利]

第十四条 本青年部員は規定に従ひ本青年部の諸集会に出席し発言、投票の権利を有する。

〔特典受領の権利〕

第十五条 本青年部員は第六条に規定した事業の特典に預る権利を有する。

〔規約・決議の厳守義務〕

第十六条 本青年部員は本青年部の規約及び決議を尊重し、之を厳守する義務が有るものとす。

第五章 賞 罰

[表彰]

第十七条 本青年部員にして本青年部に多大の貢献のあったときは委員会の決議によって之を 表彰する。

[除名]

第十八条 本青年部員にして本規約第十六条の規定に違反し又は青年部の名誉を汚損し若しく は利益に反する行為をなしたときは委員会及び総会の決議により之を除名し又は其の権利を 停止する。

第六章 機 関

〔会議〕

第十九条 本青年部は左の会議を置く。

- 一 総会
- 二 委員会

総会は青年部員を以て組織し年二回部長之を招集する。但し、部長及び委員会必要と認めた時は随時に之を開催することが出来る。

総会の議長は部長之に任じ議事は出席員の過半数を以て決し可否同数の時は議長之を決する。

第七章 役員及び其の選出並びに任期

[役員]

第二十条 本青年部に左の役員を置く。

部 長 一名

次 長 一名

委員 名

部長は総会に於て直接選挙によって決定する。部長は組合支部長に従属し本青年部を代表 して事務を統理し其の責に任ずる。

部長は組合支部常任委員会に出席することができる。

次長は総会に於て直接選挙により之を決定する。次長は部長を補佐して事務を処理し部長に事故あるときは其の職務を代理する。

委員は各部 名、女子部 名各部部員の直接選挙に依り之を決定する。

委員は青年部の重要なる事務を執行する。

[役員の兼任]

第二十一条 青年部長を除く外前条の各役員は組合役員を兼任することを妨げない。 [役員の任期]

第二十二条 役員の任期は各六ケ月とする。但し重任を妨げない。

[当選役員の無断拒否の禁止]

第二十三条 本青年部員にして役員に選挙せられたるときは之を拒むことが出来ない。但し、 止むを得ない時は委員会の決議により承認することがある。

第八章 会 計

〔経費の分担〕

第二十四条 本青年部の経費は組合支部より支出を受けるの外必要に応じ其の都度之を徴収する。

第九章 事務規定

[物品等の保管義務]

第二十五条 本青年部は左の物品及び帳簿を保管するものとす。

- 一 青年部及び青年部長の印鑑
- 二 青年部規約一切
- 三 役員名簿
- 四 部員名簿
- 五 議事録
- 六 金銭出納簿

第十章 附 則

〔顧問〕

第二十六条 本青年部は部長の推薦に依り顧問若干名を置くことが出来る。

[施行日等]

第二十七条 本規約は昭和二十一年十二月十三日より実施し、此以前の規約は昭和二十一年十 二月十二日限り之を廃止する。

〔変更〕

第二十八条 本規約は総会の決議を経なければ変更する事が出来ない。

資料43

越年資金・寒冷地手当即時獲得せよ

闘争ニュース東税版1号 発行日不詳

越年資金 本人 1,500 円 家族 300 円 併せて寒冷地手当 即時獲得せよ 吾々は霞を食っては生きられぬ。

吾々の切実な生活権の血の叫びとして、越年資金即時支給の要求書を蔵相に再三提出してあるが、当局は吾々の真の要求額と相当開きのある金額しか用意できないとウソブイている。

吾々は最早、タケノコ生活はできない。現政府は500円の枠の生活を政策とし、之れを強要されているのが、吾々官吏だ。

インフレの防止、生活の安定といふ具体的施策のない現政府は一体吾々に霞を食って生活しろと云ふのか

吾々の血の叫びを聞け

そして吾々の生存権を確保しなければなるまい。

東税臨時総会開催

最後の決意は確定した。

10日の臨時総会は首相、蔵相回答を全面的不満とし、断固闘争を宣言 最後の決意は確認された。そして新執行部は直ちに闘争本部に切り換えられた。

与論は吾々自身が

造り 生まれるのだ!!

各支部は吾々の血の叫びである今次要求書を組合員全部に衆知徹底せしめ、一方地区労組とテイケイを密に強力に管内市町村民に呼びかけ協力を求め、亦上司に対し妥当なる要求であるか否かの公聴討論会を開く等組合員の手によって

与論を醸成し本部の指令一下の体制を整備しよう!!

吾々のタケノコ生活は

何時まで続くのか

吾々の600円最低俸給制の要求に対し当局は主観的な問題で其額の妥当性はカード調査(給与局)をやって、官公吏待遇改善審議会の設置を待ってからでの事だと云ふ。しかもその時期は明年3月頃でなければ解らぬと云っている。尚全面的に吾々の俸給制度が確立される間の暫定的臨時的給与方法に就ては何等考慮していないと云っている(大蔵次官)。東税の三級官の平均俸給は470円である。喰ふだけの生活は動物の生活だ。その動物的生活もできないのが吾々ではないか。

もはや問題が此処まで発展して来れば、経済的問題も政治問題化して来ることになる。

吾々のタケノコ生活から断固闘争し、吾々の要求を貫徹しよう!!

資料44

「役員、事務離脱につき、相当の配慮をこう」

昭和21.12.11

税務署長殿

東京税務職員組合

委員長 川 上 嘉

7月案の実施により賞与はなくなり、差迫る厳しい冬を迎えて我々は炭薪は愚か、食料さへ買うことが出来ない有様であります。然も政府は唯「努力する」とか「考慮する」とか言葉の羅列許りで何等具体的方策を実施して呉れません。

我々の組合は全官公労庁の各労働組合と緊密な連絡の下に、我々の最低生活の確保のためあらゆる力を結集して要求貫徹に邁進するつもりで居ります。

今度の闘争は国民の公僕としての本務を全うするため、我々の生活保証を政府当局に御願ひし

て居るのであり、我々官吏の間に利害の対立等は勿論ないことを確信致しますので、今後の組合員の動きについて充分なる御賢察を賜わり、我々の運動に協力して下されんことを切に御願い致します。

尚組合関係の役員は闘争期間中充分なる活動させるため、本務より離れることになりますが、 右の趣旨を御汲み取りの上、宜敷くお願ひ致します。

資料45

指今第一号

昭和21.12.11

指令第一号

- 一 各支部は即時闘争支部に切替へること。
- 二 闘争宣言を大書して見易い場所へ掲示せよ。
- 三 左記のスローガンを大書して署の内外に掲示せよ。
- 四 地区の労組と直ちに提携すること。
- 五 各支部より連絡員を毎日本部へ派遣せよ。

12月11日

東京税務職員組合

中央闘争委員長 川 上 嘉

支部長殿

記(スローガン)

吉田亡国内閣を打倒せよ

越冬資金を即時支給せよ

下級官吏の最低生活を保証せよ

大衆課税絶対反対

悪法労調法を撤廃せよ

天降り官吏法反対

吾等の職場より反動分子を追出せ

労働協約を即時締結せよ

不当馘首反対

援護物資供出に付て〔お願い〕

昭和21.12.11

支部長殿

東京税務職員組合

中央執行委員長 川 上 嘉

援護物資供出に付て

去る12月10日第一回の臨時総会に於て闘争を決意し、闘争本部に於ては寒さ加はる折り、日 夜協議折衝を続けて居ります。就いては援護物資を支部に於て、例え米一握りでも亦地方支部に 於ては薯或は大根何でも結構ですから、援護物資を以て絶大の御援助をお願い致します。尚謄写 原紙及印刷用紙をお世話下さい。

右物資は、闘争本部厚生部長金子委員迄大至急御届け下さい。

資料47

全財闘争段階突入に関する件

昭和21.12.11

昭和21年12月11日 組合委員長殿

全国財務職員組合連合会 中央執行委員長 品川 一登

全財闘争段階突入に関する件

12月5日付通知の通り、全財常任中央執行委員会では、大臣回答を全面的に不満とし、更に再要請すると共に、その回答が不満なものであることを見透し闘争段階に入ることに決議しました。又12月10日付通知の通り、再要請に対する回答の中幾らか解決に近づいたものは五の団体協約のみで一四及六については全く誠意なく、殊に経済問題については政治問題化して居ることを折衝の相手方も確認して居り、全財連としては全官公労と提携し、断固対政府闘争を開始することに致したいと思います。尚「最後的段階に入る前には全財としての大会を開け」と云ふのが、11月16日の第二回大会の決議でありましたが、最早や時間的に余裕がないので右組合共五日に送付した闘争計画に副って自主的に闘争を開始して頂きたい。

全財としての一切のスケジュールは18日の全財中央執行委員会に於て決定致します。 参考までに東税の闘争計画を御送りします。

東税役員改選の件

昭和21.12.11

昭和21年12月11日 各組合委員長殿

全国財務職員組合連合会 中央執行委員長 品川 一登

東税役員改選の件

12月10日、東京税務職員組合総会に於て左記役員が当選し、第六次執行部を組織致しました。全財関係役員は追而決定致します。

記

東京稅務職員組合役員〔名簿〕(資料 41 参照)

資料49

倒閣国民大会に付て

昭和21.12.11

倒閣国民大会に付て

来ル17日全国的二行バレル亡国吉田内閣打倒国民大会二八本組合モ全国財務トシテ参加スルコトニ決定シマシタカラ各支部ニ於テモソレゾレ大会ニ参加デモ敢行ノ準備ヲセラレタイ

尚具体的ナ事八追テ指令スル見込デアルガ東京都内 (三多摩、浦和、松戸、千葉、川崎、横浜、神奈川ヲ含ム) 八東京ノ大会へ、以外ノ地方八各地方ノ大会ノ準備会二連絡ノ上準備ヲセラレタイ。

東税中闘委員長 川 上 嘉

各支部長殿

資料49 2

越年資金支給方要請

日昭和21.12.-

越年資金支給方要請

要請

我々は従来組合員の生活権擁護のため平和的交渉により我々の要求を貫徹すべく、努力して参りましたが、最早や年末も近く我々の生活も窮乏を告げて居ります。種々の事情もあることは充

分省察致すものでありますが、来る12月21日迄に要求した越年資金を支給して頂きたいと存じます。

右要請致します。

全国財務職員組合連合会 中央執行委員長 品川 一登

大蔵大臣 石橋 湛山 殿

資料49 3

交渉打切り、闘争突入に関する覚書

昭和21.12.16

覚書

昭和21年12月9日附御回答は、11月30日附御回答よりも稍々具体的に前進して居ることは認められますが、第一項より第四項までの問題は既に政治的解決を要するものとなりました以上、我が全財としては今回を以て大蔵大臣との交渉は打切り、全官公庁労働者と共同闘争することに致したいと存じます。又第八項の団体協約については当局にて結ぶ用意ありとのことなので第一段の解決を了したと存じますので今後とも折衝致したく御願い致します。

我々は飽く迄祖国再建のため、組合員の生活を擁護し官庁民主化に邁進すべく正しい行動をとることを確信致します。

昭和21年12月16日

全国財務職員組合連合会 中央執行委員長 品川 一登

大蔵大臣 石橋 湛山 閣下

資料49 4

全財単一化に関する資料

日付不明

全財単一化に関する資料

去る11月21日東税書記長より、全財単一化に関する与論調査を全面的に実施した所、12月17日迄に判明した結果は左記(別表)の通りである。

これらを総合してみると、組合決議により単一化賛成の組合は、北海道、東京、大阪、九州 で 全員賛成19,314名 賛成70%

単一化反対の組合は、東北、中部、広島、四国 組合員数 8,479 名 そのうち賛成者 2,424 名 30%

賛成者の合計 21,738名 その割合 78.21% である。

組合名	組合員数	回答数	賛成数	反対数	不明	備考
北海道税務職粗	1,323	1.323	1,323	0	0	
東北税務職粗	2,114	490	417	690	4	
東京税務職粗	7,760	7,760	7,760	0	0	
中部税務職粗	3,205	1.001	899	71	31	
大阪税務職粗	6,510	6,510	6,510	0	0	
広島税務職粗	2.042	725	702	5	18	
四国税務職粗	1.118	436	406	30	0	
九州税務職粗	3.721	3,721	3,721	0	0	
計	27,793	21,966	217383	175	53	
%	100.0	79.3	78.21	0.62	0.19	

- 1) 組合は1946年12月15日現在
- 2) 印は組合で単一化を賛成したところである。
- 3) その他は与論調査をしたところ

団体協約締結に関する組合側への回答電信案 大阪財務局長

昭和21.11.22

電信案

昭和21年12月12日大阪財務局長より管下税務署長・管財支所長・地方部長宛 官房長団体協約締結に関する組合側への回答

先般官房長来阪、組合幹部ト会見ノ際ノ約束二基ク団体協約締結二関スル左記官房長回答ヲ12月12日組合交渉委員二通達シ問題ノ円満ナル解決ヲ極力計リタルモ組合側八人事権ニ関与セシメザル方針ニ絶対反対ノ態度ヲ表明セリ 右参考ノ為通知ス 尚今後ノ組合ノ動向ヲ随時速報サレタシ

締結二関スル要求二対シ左ノ如キ回答シタリ

団体協約ノ問題八省内現業官庁二於テハ之ヲ締結スベク進行中デアルガ今回現業以外ノ行政庁 二於テモ協議ヲ開始スル用意ガアル 但シ其ノ内容二付テハ政府全体ノ方針二随フベキコト勿論デ アル 政府全体ノ方針ノ骨子ハオープンショップナルコト及人事二関与セザルコトナリ 協約ヲ全 財ト大臣トデ締結スルヤ又ハ右組合ガ財務局長トデ締結スルヤハ連合会ニオイテモ研究中ナリ 以上

職員協議会規程について 大阪財務局

昭和22.1.10

昭和22年1月10日

部長・地方部長

税務署長・管財支所長殿

大阪財務局長

職員協議会規程について

過般大阪財務職員組合との間に締結した協約書に定めた職員協議会の構成及び運営は組合側と 打合せの上別紙の通り定めたから、職員協議会設置の趣旨に鑑みてその運用を誤らない様に充分 留意の上、早急実施すると共に職員組合との円満な協調を常に心懸ける様にせられたい。 (別紙)

職員協議会規程

大阪財務局長と大阪財務職員組合との間に締結した協約書に定めた職員協議会の構成及び運営 は本規程による。

- 一 職員協議会は中央協議会及び地方協議会に分つ。
- 二 中央協議会は財務局に之を設け、地方協議会は財務局、地方部、税務署並びに管財支 所に夫々之を設ける。
- 三 中央協議会の委員は左の通りとする。
 - (1)局長及び部長7名
 - (2)組合員中より選出せられた者8名
- 四 地方協議会の委員は次の通りとする。
 - (一)財務局地方協議会
 - (1)部長7名
 - (2)組合員中より選出せられた者7名
 - (二)地方部、税務署、管財支所各地方協議会
 - (1)各官署の長、課長及び係長(管財支所にあっては支所長の氏名した者2名)
 - (2)右と同数の組合員中より選出せられた者
- 五 協議会委員中組合側より選出せられた委員の任期は6ヶ月とする。但し再任を妨げない。任期の中途において委員の資格を失った場合は其の後任を速やかに補充する。
- 六 協議会は毎月定例日に開催する。但し局長又は各官署の長必要と認めた場合及び中央 協議会において委員5名以上、地方協議会において委員3名(地方部及び管財支所協議会 にあっては2名)以上の要求があった場合には随時之を開催する。
- 七 協議会は協約書に定めた協議事項に関し協議懇談し決議を要する場合においても多数 決の方法によらず前回一致を以て決定するを本旨とする。
- 八 地方協議会において局長に建議する事項に関しては中央協議会の議を経ることを要す

る。

- 九 協議会は3分の2以上の出席がなければ之を開催することができない。 委員中故障により会議に出席出来ない場合には協議会の承認を得てその代理者を出席 せしめることが出来る。
- 十 会議は原則として非公開で行ふ。但し委員は協議会の承認を得て関係者の出席を求め 意見の開陳をもとめることが出来る。
- 十一 三級官及び三級官待遇の嘱託以上の組合員の休職、退職及び懲戒処分(懲戒的転勤を含む)の場合において本人より申し出があったときその基礎事実の判断に関する事項は中央協議会において協議するものとし其の他の組合員の場合に付ては地方協議会において協議するものとする。

前項の場合において各委員は自己及び自己の親族に関する審議には参加することが出来ない。

- 十二 中央及び地方協議会には幹事一名を置き皆無を整理せしめる。 幹事は協議会の決議に依り之を委嘱する。
- 十三 協議会は議事録一通を作成保管し委員の要求に依り随時閲覧に供するものとする。
- 十四 本規程を改訂するには中央協議会の決議を要する。

昭和二十二年一月 日

大阪財務局長 石井 茂樹 大阪財務職員組合 中央執行委員長 森本正三

資料51 2

年末一時金に関する件

大蔵省公報第120号 昭和21.12.28

年末一時金に関する件. 大蔵省公報第120号〔発表日付昭21.12.28.〕

官公職員に対する年末一時金の支給に関する政府発表に関連し世上若干の誤解を生じて居る向 もあるようであるから左記の点を注意する。

- 一年内一時金のうち自由払を認められる限度は各職員につき500円と本人及び扶養家族の数に100円を乗じた額の合計額(例えば夫婦と子供一人の場合は800円)であるが、これが一部には本人600円家族一人100づつと報道されたため600円と本人及び扶養家族の数に100円を乗じた額の合計額(前掲の例では、900円)と解している向がある。これは全く誤解であるから注意されたい。なお、この限度は年末一時金として支給が認められるもののうち自由支払を認められる限度に止まるのであって、この限度まで必ず年末一時金が支給されるということではない。
- 二 官公職員に対する年末一時金は俸給または給料の平均2ケ月分程度を支給せられるのであるが、之は官公職員丈の問題であって民間に対してもその支給せられることを政府が勧奨す

る意図ではない。

一部民間も官公職員に準ずる旨報ぜられ、誤解を生じて居る向もあるから念の為注意する。

[出典:日本経済新聞昭21.12.30]

資料52

極東委員会「日本労働組合に関する原則」

1946.12.6

日本労働組合に関する原則・極東委員会政策決定 1946.12.6.

CIE 発表昭 21.12.24.

- 日本の労働者が次の三つの目的で組合を組織することを奨励する。
 - (1)労働条件を防護し改善するため
 - (2)右目的をもって産業労資協約を交渉するため
 - (3)平和的民主的日本の建設に団体として参加するため、または正常の労働組合としての利益を増進するため
- 二 以上の目的をもって労働組合と組合員が組合を組織する権利は法律で確認し保護する。
- 三 労働組合はなんらの差別待遇なく、自由に集会、演説、出版ならびに放送施設の利用 の権利を有すべきこと。ただしこの種集会、演説または文書が直接に占領の利益を阻害 し無い場合に限る。
- 四 労働組合が雇用条件について組合員のため雇主と協約交渉をすることを奨励する。 労働者又は労働者代表と雇主との間の直接且つ任意の交渉によって解決出来ない産業 争議を処理するため、日本政府は労資(使)の仲介および調停期間を設置すること。
- 五 ストライキその他の作業停止は占領軍当局が占領の目的ないし必要に直接不利益をも たらすと考えた場合にのみ禁止される。
- 六 労働組合は政治活動に参加しまた政党を指示することを許される。
- 七 労働組合とその役員が日本民主化計画に団体として参加し、かつ軍国主義や独占的行為の根絶のような占領目的達成のための諸方策に団体として参加することを奨励する。
- 八 労働組合が民主体制と労働組合活動について組合員にたいする成人教育を施し理解を 深めさせることはこれを奨励する。
- 九 労働組合の組織に当たっては、それが職業別、産業別、工場別、地域別などいかなる 基礎によるを問わず、組織形態を選ぶのは日本人の自由とする。
- 十 労働組合の組織は労働者自らによるその民主的な自己表現ならびにイニシアチブ発揮 の過程でなければならない。

雇用者は労働組合の組織、その指導に当り得ず、またこれに資金を提供することを得ない。

十一 労働組合の役員とその常任委員会は、関係労働者により、無記名投票その他の民主

的方法で選ばれねばならない。

- 十二 1946年1月4日の追放令、またはその後の追放に関する指令に該当する人物は、労働組合内の地位に付くことができない。過去において責任ある資格で労働組合の組織またはその活動の妨害、抑圧に直接関係したいかなる人物も労働組合の役員、労働関係諸機関の役員、調停員などになり得ない。政府が後援し又は管理した労働組合の役員であった人物は、ふたたび労働組合の役員となるためには資格審査を経ねばならない。
- 十三 自由な労働組合の組織または正当なる労働組合の活動を妨害し、または妨害するための措置を取った日本政府、その諸機関は廃止さるべきであり、または労働組合に対するその従来の権限を取消すべきである。警察その他の政府の諸機関が、労働者がストライキすることをスパイし、または正当な労働組合活動を抑圧することを得ない。
- 十四 愛国的産業組織のような非民主的労働者組織またはその附属団体は、すべてこれを 解散し復活することを許されない。軍国主義的、超国家主義的、フアシスト的その他の 全体主義的意図をもついかなる新たな労働者の団体も組織することを許されない。
- 十五 労働組合、その他の労働者の組織に関する活動、または「危険思想」の故をもって、 逮捕されたすべての人物は釈放されるべきである。
- 十六 労働組合の決算表、大口寄付を含む収支表は公開さるべきである。会計の正確さを 期するため労働組合員によって任命された職業的会計検査官により年次検査を行う労が とられねばならぬ。

〔朝日新聞昭和21.12.21より引用〕

資料53

500 円枠の拡張

昭和21.12.17

年末一時金の限度額の拡張

大蔵省では、金融緊急措置令施行規則第五条第一項第十一号及び第十三条の二第一項第一号の但書を根拠として、一二月中において支払われる年末一時金等の限度額の枠を告示をもって拡張した。即ち、昭和二一年一二月二七日大蔵省告示第七六七号によって、次の通り定めた。

昭和二一年一二月中において年末一時金として支払う手当、賞与その他の給与の支払のためこれに要する金額は、現金による支払又は現金以外の封鎖支払に非ざる支払の方法によることができる。但し各一人について本人 500円と本人及び扶養家族数の合計人 数を 100円に乗じて得た金額との合計額を越えることができない。

前項の場合において金融緊急措置令施行規則第五条第一項第三号又は第十三条ノ二第一項第一号の規定により現金による支払又は現金以外の封鎖支払に非ざる支払の方法によって支払われる金額については前項但書の規定はこれを適用しない。

なお、朝日12月27日の下記の記事は資料として重要であるとおもわれるので、引用しておく 給料2ヶ月分

越年資金支給方法決る

政府は26日政府職員ならびに一般民間給料の年末手当支給について大蔵省から次のように発表 した。

- 一 政府は左記により政府全職員に対し越年一時金を支給する。
- 二 越年一時金は俸給または給料の平均2ケ月分とする。
- 三 この一時金は各職員につき本人500円と本人および扶養家族の数に100円を乗じた金額との合計額を限度として自由支払とする(例えば独身者600円、扶養家族二人の場合800円)
- 四 右の一時金の他は年末給与は支給しない。
- 五 民間はこれに準ずる。

「500円のワク外支給」

大蔵省発表 現在金融緊急措置令によって、定期的給与として各自500円までの自由支払が認められているが年末年始をひかえ各家庭においては出費がかさむ状況であるから、この他に本年12月中に支給する年末一時金のうち本人500円と本人及び扶養家族の数の合計数に100円ずつ支払うことができることとした。右の扶養家族に乗じて得た金額の合計額までは自由支払で、その範囲は本人の収入によって生計を維持する家族で妻(内縁を含む)、18歳までの直系の卑属と弟妹、60歳以上の直系尊属そのたの家族で不具廃疾者とする。

「最低1ケ月 最高3ケ月 分配の基準」

官公労組との間に問題となっている越年資金2ヶ月分の分配方法につき、大蔵省では26日午後3時各省人事課長と給与関係の係官を集め、今井給与局長から政府の態度を明らかにした。これによると

最低一人当り本俸の1ヶ月分最高本俸の3ヶ月分の線を守りこの範囲内で各省毎に組合の意見を尊重して適当に分配する。

具体的な方法は本俸1ヶ月分と家族手当を各人に分配し、残りをさらに適当に分ける。 総額が本俸の3倍以上になる場合は、3倍以上になる部分を切捨てる。

1ヶ月分と家族手当を差引いた残りの分配分が少く、したがって上に厚く下に薄くなるような場合は高給者の1ヶ月に食いこんでもよい。ただしその総額が1ヶ月以下になってはならない。

資料53 2

回答書

日付不明

回答書

今回の要求については、さきに財政上の見地より考慮して最大限の年末資金を支給したのであり、またその他の問題はそれを処理するため、近く内閣に設けられる官公職員待遇改善委員会によって取り上げられることになっているので、新たに中央労働委員会の手をわずらわすまでもなく右の取扱と当事者間の話合によって円満に解決し得るものと期待している。

資料54

ゼネスト宣言

昭和22.1.12

祖国再建の悲願にもゆるわれわれはその基盤たる生活権を獲得せんとして、旧ろう以来隠忍二ケ月にわたり血涙をのんで平和裡に交渉をつづけて来た。最低賃金制の確立をはじめ基本的人権を主張するわれわれの要求はまさに正当である。しかるに政府は一顧をあたえざるのみか、遂に血迷える首相はわれわれ勤労大衆をよぶに「不ていの輩」をもってした。事態はまさに最悪の段階にたっている。

われわれは祖国復興のためかかる頑迷なる政府の挑戦に対して反撃をもあえて辞さないであろう。

われわれは今や相互の団結を確信し、何時たりとも指令一下整然として歴史的なるゼネストに 突入し共同の要求貫徹あるときまで断固として戦いぬくことを宣言する。

〔出典:朝日新聞・昭和22.1.12〕

資料55

第2回要求書

全官公庁共同闘争委員会 昭和22.1.12

第2回要求書

我々官業 260 万労働組合員は真に産業危機を救わんが為全勤労大衆と共に一切の技倆を最高度に発揮し、新文化日本を再建せんとの意欲に燃え、之が実施の前提条件として不安なき生活及民主的機構運営を望み最大の努力を払って来た。しかるに現政府の処置如何、敢えて表明を要しない。ここに最後的要求をなす。

記

- 最低基本給の確立 (最低 16歳、650円 12 月より実施)
- 一 越年資金残額即時支給
- 一 労働協約の即時締結
- 一 総ての差別待遇撤廃是正
- 一 寒冷地手当の支給
- 一 労調法撤廃
- 一 勤労所得税撤廃
- 一 総合所得税の免税点引上げ (三万円)
- 一 暴圧的勅令 591 号撤廃
- 一 官憲弾圧反対
- 一 首相年頭の辞 (不ていの輩) の取消及陳謝
- 一 不当馘首反対
- 一 俸給諸手当現金支給

右13項に対し政府の具体的誠意ある回答を1月15日午後1時文書により成され度 1947年1月11日

全官公庁共同闘争委員会

内閣総理大臣 吉田茂 殿

[出典:労働年鑑昭和22年版(中央労働学園刊)、333頁]

資料56

全国財務労働組合役員名簿

昭和22.1.13

全国財務労働組合役員名簿 (1947年1月13日)

役職名	I	氏	名	, 1	出 身 地 連
委員長	Ш	上		嘉	関東
副委員長	奥	村		肇	近畿
<i>II</i>	堀	内	孝	和	中部
書記長	佐	藤		誠	関東
中央執行委員	加	藤	政	治	北海道
<i>II</i>	鈴	木	正	雄	東北
<i>II</i>	妹	尾	金	平	"
<i>II</i>	八	巻	七	郎	"
<i>II</i>	明	石	卓	夫	関東
<i>II</i>	金	子	光》	次郎	"
//	高	橋	Ξ	郎	"

<i>II</i>	加	納		貞		<i>''</i>	
"	羽	柴	幸	助		<i>"</i>	
"	津	賀	正	Ξ		<i>"</i>	
"	木	村	吾	作		<i>"</i>	
<i>II</i>	森	本	春	雄		<i>"</i>	
<i>II</i>	λ	江	要	_		<i>"</i>	
<i>II</i>	宮	本	忠	雄		<i>"</i>	
"	加	藤	良	光		<i>"</i>	
"	金	子	光	吉		<i>"</i>	
<i>II</i>	鎌	仲		保		<i>''</i>	
<i>II</i>	有	賀	茂	雄		<i>''</i>	
<i>II</i>	梶	原		保	中	部	
<i>II</i>	森		武	夫		<i>"</i>	
<i>II</i>	村	畄	直	=		"	
II .	染	谷	徳次	で郎		"	
II .	羽	根	敏	明		"	
<i>II</i>	前	田		林		"	
<i>II</i>	木	村	源次	(郎	近	畿	
<i>II</i>	徳	島	米三	郎		"	
<i>II</i>	杉	畄	邦	人	中	国	
<i>II</i>	末岡	利利	占律	捫		"	
<i>II</i>	梅	下	熊	吉		"	
<i>II</i>	徳	増		勉		"	
<i>II</i>	田	中	秀	徳	四	国	
<i>II</i>	大	沢	敏	夫	九	州	
<i>II</i>	津	留	正	孝		<i>''</i>	
						以	£

以 上

資料57

全官公庁共闘の第2回要求書に対する回答

昭和22.1.15

昭和22年1月15日

内閣総理大臣 吉田 茂

全官公庁共同闘争委員長 伊井弥四郎 殿 1月11日付の要求に対し左の通り回答する。

- 最低基本給の確立 (16歳650円、12月より実施)

給与審議会は既に組合側の代表を加へ発足の態勢にあり、官公吏待遇改善委員会も併行して、その活動を開始することとなっているので、速かに組合側からの全幅的協力を得て、 具体的に問題の解決を図ることにしたい。

一 越年資金残額即時支給

越年資金については、許される最大限度まで努力した。この点了承せられたい。尚新給与制度の確立されるまで、若干の経過期間が予想されるので、この際暫定給与を支給し得るよう折角努力中である。

- 一 労働協約の即時締結及び一不当馘首絶対反対合理的なる協約の締結には無論異論はない。又所謂不当の馘首を行う如き意思はない。
- 一総ての差別待遇の撤廃是正不当な差別待遇があるとすれば、之が撤廃是正は実行するつもりである。
- 一 俸給諸手当現金支給 目下検討中である。
- 寒冷地手当支給 新給与体系の一部として研究する。
- 新給与体系の一部として研究す 一 労調法撤廃
 - 近く労働基準法も議会に提出する次第であって、今日の場合労調法を撤廃することは適当でないと考える。
- 一 勤労所得税撤廃勤労所得税の撤廃は困難であるが、実質に於て勤労所得者の負担を減ずる目途を以て税制全般の改正を考究中である。
- 一 綜合所得稅免稅点引上げ(3万円)綜合所得稅の免稅点の引上げについては前項と同様の目途を以て考究中である。
- ― 暴圧的勅令第591号の撤廃罷業中の給与を支給しないことは暴圧であるとは考えない。却て給与の一般原則であることを諒承せられたい。
- 一 官憲弾圧反対 (不法検束に対し警視総監の陳謝) 具体的事例について調査する。
- 一 首相年頭の辞 (不逞の輩) 取消及び陳謝 誤解を招いたのは遺憾である。

(資料労働運動史 昭和22年版12頁)

全官公庁労組共同闘争委員会加盟組

昭和22.1.19

全官公庁労組共同闘争委員会加盟組合

国鉄労組総連合会 (532,965名) 全逓信従業員組合 (380,000名) 全国教員組合協議会 (320,000 名) 全国官公職員労組協議会 (83,000名) 全国公共団体職員労働組合連合会 (230,000 名) 大蔵三現庁連合会 (27,000名) 日本年労働同盟 (70,000名) 東京都労働組合連合会 (全公連に含む) 全日本医療従組 (18,000名) 全国財務労働組合* 1月18日加入 全国大学高専教職員組合 全日本進駐軍要員労働組合

〔朝日新聞・昭和22.1.19による〕

資料59

全官公庁・賃金改正要綱を提出

昭和22.1.21

全官公庁・政府に賃金改正要綱を提出

日本都市交通労働組合協議会

*全国財務職員組合連合会の後身

「全官公庁・『賃金改正要綱』を提出、審議会運営にも申入れ」の記事中、

この「賃金原則」によれば、従来の官公職員給与制度は、いわゆる身分給を中心とした甚だしく封建的な諸要素を含んでいるが、これを新たにして有能の材は学歴の有無、出身学校、年金、性別の如何を問わず重用することを原則とし、特に天皇の官吏に非ずして国民の官吏であることを基としている。

右によれば、満16歳を650円とし、16歳から20歳まで30円、20歳から30歳は60円、30歳から40歳は50円、40歳から50歳は30円を毎年加算する。このほか経験給は一年毎に10円加算する。家族給は、扶養家族一名につき2,000円とするなど現在の生活に必要なヤミ価格を含めた真の生活費を保証する生活保証給たることを骨子としている。

政府の暫定措置	レ细合亜ポ	との比較
	ヒニロケバ	C_ Uノ に #X

年齢	現行給	暫定	措置	措置後給与計	組合要求給与額
		25%	一律		
15	240	60	150	450	600
16	300	75	150	525	650
20	400	100	150	650	810
24	500	125	150	775	1,000
28	600	150	150	900	1,370
32	700	175	150	1,025	1,650
36	800	200	150	1,150	1,870
40	900	225	150	1,275	2,110
44	1,000	250	150	1,400	2,270
48	1,100	275	150	1,525	2,430
52	1,200	300	150	1,650	2,590
56	1,300	325	150	1,775	2,720

備考(1) 組合要求額は基本給のみである。

(2) 16歳650円に年金給

16歳~20歳迄 30円

20歳~30歳 30

30歳~40歳 50

40歳~50歳 30

を加算し、経験給毎年10円づつ加算する。

資料60

ゼネスト突入宣言

昭和22.1.18

ゼネスト突入宣言

全勤労階級の生活権の獲得なくして祖国の再建は絶対にあり得ないことを深く信じたるわれわれ全官公労働者は、基本的人権確立の要求を提出し二ケ月にわたって隠忍交渉を続けてきた。然るに悲愛国的政府は常にわれらの要求をふみにじり15日ついに誠意なき一片の文書回答を投げ与えたのである。いまやわれわれの生活は壊滅の深淵に追いこめられ、全産業はまさに崩壊の危機にさらされんとしている。われわれはわれわれの祖国を限りなく愛し、敗戦日本民族の復興を熱願するの情切々、ここに血涙をのんでついに建設的大手術を断行せざるのやむなきに至った。われわれ260万の全官公労働者は、2月1日午前0時を期して決然として起ち、全国一斉にゼネストに突入し、全要求の貫徹するまでは、政変の如何にかかわらず断固として戦うことを宣言する。

なお2月1日以前において弾圧を受けたる場合は、それが如何なるものであろうとも自動的にゼネストに突入するものであり、これによって生ずる事態の一切は政府の当然負ふべき責任であることを警告する。 全官公庁労働組合共闘委員会

昭和22年1月18日

[出典:朝日新聞・昭和22.1.19 資料労働運動史 昭和22年版90頁]

資料61

金融・財政危機突破対策要綱 (草案)

昭和22.1.21

金融・財政危機突破対策要綱 (草案)

大蔵職組 (昭和22.1.21)

- 一 賃金や給料など給与体制の急速整備
- 二 米価や炭価に即応した主食と主要原材料の公価決定
- 三 主食、主要原材料を確実につかんで産業復興計画をたて、物資需給調整法に即し強力に 配給統制を実施する。
 - (1)主食の生産、集荷配給体制の国家管理強化
 - (2)主要原材料の生産、配給体制の国家管理強化
 - (3)産業復興計画中には完全雇用を目標とする企業構成をたて、企業国家体制をもって失業対策を講ずる。
 - (4)新規生産物の分配方法を新たに再建協議会できめる。
- 四 産業資金面では「事業資金法」を定め、資材の裏付けで強力に統制する。
- 五 そのため資材面にまで突こんだ新しい経理統制令を実施し、また企業の不生産経費を抑える。
- 六 政府の財政は収支均衡を厳守する。
 - (1)各特別会計は収支自弁とする。
 - (2)国民貯蓄の増強
 - (3)公債の直接消化 (日銀の引受をやめる。)
 - (4)経済表を公表し、国家財政と国民経済の現状を具体的数字で国民に訴える。
 - (5)財政支出での不生産的支出の抑制と国家資金の効率化をはかるため予算実施の監察機関を新たに設ける。これには企業、労組代表などを入れ民主的な構成とする。
 - (6)歳入の増加策
 - (A)この政策実施以前の財産 (法人の生産物、ストックなどを含む) の徹底的課税、新興 階級への徹底的課税 このため法人、個人に新財産税を課す。
 - (B)税負担の公平化を図るため、租税制度の簡素で弾力性のある改正を行い、分類所得税の基礎控除、扶養家族控除の引上、綜合所得税の免税点引上げを行う。
 - (7)歳出面

- (A)戦時公債元利の凍結
- (B)補助金の廃止
- (C)行政経費の徹底的削減、そのためには人員の整理もやむを得ず、失業対策の万全を 期さねばならぬ
- 七 日本銀行の国有と金融機関の国家管理
- 八 500円の枠は一応はずす
- 九 以上は強力な権威と秩序の復活強化を前提とするので、現状打破を国民に訴え各労組や 企業家、資本家など全勤労者一丸として徹底的に協力する。
 - (1)各労組、資本家、経営者、学者、勤労者などの代表を入れた「再建協議会」をおく。その下に主要各事業別の委員会をおく。
 - (2)勤労意欲をたかめ一定目標生産に対し企業家、経営者、労働者に賞罰を明らかにする法律を制定する。

〔出典:朝日新聞・昭和22.1.22〕

資料62

政府声明 政府の最終案

政府声明 昭和22.1.22午後5時10分-

政府声明 政府の最終案

- 一 官公職員の根本的改定は給与審議会及び全官公職員待遇改善委員会の審議の結果をまって行うべきであるが、さし当り本年一月から政府は次の如く暫定措置をとる。すなわちー人当り一律に110円及び各人の俸給及び給料の25%を加えたる金額を増額する。しかしてその結果現在の俸給又は給料の25%を加へたる金額を増額する。しかしてその結果現在の俸給又は給料の2倍に上るものについては2倍に止めることにする。給与については根本的改定にいたるまでの暫定的措置として現在の状態としてはこれが政府のとり得る最後にして最善のものであることを承知されたい。
- 二 給与の新円払限度は取りあえず500円を700円に増額し、直ちに効力を生ぜしめることとする。この措置は生活費、賃金、財政に及ぼす影響、勤労者などの各般の要素を考慮して採用したものである。また今次の増額は緊急的措置であって生活費全般の問題を将来更に考慮することを妨げるものではない。
- 三 所得税の件は今回の通常議会にその根本的改善案を提出する予定で、政府としてはその 際勤労者の希望についても十分考慮したい方針である。
- 四 政府は給与問題に関連し、財政状態を全般に亘り検討中であって、金融及び通貨状況、物価の値上による生活費の上昇、租税制度の勤労者におよぼす影響その他国民の通貨需要に関係ある各般の要素を十分に検討せんとしておるものである。政府は、今次緊急措置を実施することによって一応現在の状態を改善し将来全般の情勢を組織的に検討する余裕を得る一方、当面の財政的若くは経済的危機を回避せんとする次第である。

五 現在の日本はいかなる種類の経済危機にも堪え得ない状況にある。現在の財政的及び経済的状態に変更を加えることは各般の要素を慎重に研究した上、これを行わなければならない。一部に先走った措置をとれば現在の不安定情勢で直ちに危機を招来することになり、日本が経済的に崩壊する危険にさらされることとなるのである。国民諸君は、この事態を十分に認識のうえ、わが国の経済再建のため政府に協力せらるることを希望してやまない。

資料63

「全官公労協案 財源ここに300億」

昭和22.1.23

資料労働運動史 昭和22年版109頁

財源ここに 300 億

新円階級への重税など 全官公労協案

全官公労協では、経済危機打開に関する要望書を吉田首相、石橋蔵相らに提出、直ちに実施するよう強く要求するとともにわれわれはただ賃上げの要求ばかりではない。赤字をなくし、インフレをおさえる方策も持っているのだと世論に訴えることになった。この危機突破の財政政策は大要次のようなもので、新円階級に対する重い課税やコミッション・システムなど革新的な政策をとり入れたもので、インフレ対策と生産危機突破策の二つから成り、これを実施すれば300億円は産みだせるといっている。

歳入の部

- いわゆる新円階級に徹底的に課税すること。新らしく開店したものに店舗税、新築住宅の建坪税などのほか興行税、遊興税の大幅引き上げ、または船や山林、自動車の持主には重税を課す。
- 二 財産税は、はじめ 1,000 億円以上といわれていたが、その後計画が変更されてわずか300 億円見当に減っている。これらイントク財産の重税
- 三 税金をとるのは翌年だが、その間に脱税行為があったり物価も変るので、税はその年にとる。
- 四 官公庁の許可認可手数料
- 五 サッカリン、バター、チーズなどの高級品や、しゃし品は政府が業者から適当な値段で 一手買い上げ、何倍かの高い値で一手販売する。
- 六 廃兵器などの特殊物件や財産税でとった株式などの雑種財産を民間に売る。

歳出の部

- 七 69億円にのぼる国債の利払い停止
- 八 石炭などに出している38億円の価格調整補給金撤廃
- 九 行政費の内容を組合が厳重に監査して無駄をはぶく。場合によっては過剰人員の整理問題も起こってくる。

- 一 実効もない公共事業 (70億円) の徹底的整理
- -- 通貨の最高発行限度を決て金融機関の貸出膨張を抑える。
- 一二 石炭の年間 3.000万トン生産の実現

主なものは以上の通りだが、この政策の実施によって官公労協側の推算によると歳入で300億円の増収、歳出で200億円減になる。従って現在政府が計算している22年度の歳入300余億円が600億円以上になり、しかも歳出見込み800余億円が600億円程度になり、官公労協で要求している最低600円値上げも楽に実現できるとしている。

以上朝日新聞の記事を紹介したが、次に大原社会問題研究所の編集にかかる「日本労働年鑑」第22 集に収録されている「要望書」を引用しておく

要望書

祖国日本は今滅亡の危機に瀕している。現状のまま推移すれば破局的インフレの新興のもとに 経済活動は崩壊し、国民生活は極度に逼迫し、徳義も社会秩序も顧みるものなく、日本民族は歴 史の記録よりみずから存在を抹殺するにいたるであろう。われわれは政府がこの冷厳な事態を率 直に認識し、民主的勢力を中核として危機打開のため最強の適切な手段を即時断行することを要 望する。

記

悪性インフレの根本原因のひとつである財政インフレを防止し社会負担の衡平を回復するため、左により財政改革及びこれに関連する諸措置を実施すること。

- 一歳人の面に於て財源の徹底的把握と吸収とにつとめること。
 - イ 戦争利得およびインフレ利得に対する徹底的課税を行うこと。
 - ロ 財産税回避の動産、不動産に対し完全課税を行うこと。
 - ハ 綜合所得税の予算課税を行うこと。
 - 二 価格差益金を徹底的に徴収すること。
 - ホ 国有財産の払下を民主的方法により妥当なる価格にて行うこと。
- 二 歳出の面において極力非経済的出費の抑圧につとめること。
 - イ 終戦以前発行の国債の元利金をきりすてること。
 - ロ 価格調整補給金を撤廃すること。
 - ハ 行政費監査を民主的に徹底し、不当支出を防止すること。
 - 二 実効なき公共事業を整理すること。
- 三 不健全な流通利潤を撲滅するための奢侈享楽施設を閉鎖すること。 昭和22年1月18日

全国官公庁労働組合協議会長

水口宏三

内閣総理大臣 吉田茂 殿

労組側反駁声明

昭和22.1.23

声明

昨22日政府声明に対し、全官公庁共同闘争委員会は次の点を指摘し、反駁する。

- 一 我々は生産復興の積極的立場から最低基本給の確立を愁眉の急として要求している。之 に対して政府は給与審議会に於て事を決すると言う。然も決定案を得る期日を何等明示し ていない。亦従来の不誠意なやり方及発表せられた給与審議会の性格からみて期待出来ぬ。
- 二 政府は暫定案を以て糊塗せんとしつつあるが、暫定案そのものは給与の基本が決定され たのち定まるべきものである。かかる一時逃れの措置を以てしては緊迫せる現下の労働不 安は一掃さるべきものではない。
- 三 我々は最低生活費として現行給の約3倍を要求しているのに対し、政府はわずかに5割程度の増額をなさんとしているにすぎない。暫定案そのものは基本給決定の前提条件的性格を有するものなることを考えるときかかる程度の給与を以てのぞまんとする政府の作る給与審議会の決定案が今から既に察知され、期待をもつことが出来ない。
- 四 500円のワクを 700円に引上げる程度の微温的措置によっては昂騰するインフレの波に おし流されつつある勤労者の生活不安が絶対に解消されない。
- 五 勤労所得税の撤廃は、議会で審議のうえ決定すると言っているが、政府の決意並びにそ の内容がなんら現わされていない。
- 六 その他の重要項目について、何等ふれておらず、不誠意きわまるものである。
- 七 我々はつとに誠意をもって事を解決せんとし首相との会見を正式に7回にわたって申し入れたが、会見はおろか、一片の返事さえ与えていない。また昨日蔵相との交渉に於ても、 わずか5分間で政府の一方的態度を通告して立去り、一片の誠意をも認められない。

以上を総合するに、政府は依然として労働階級が緊迫せる危険の中から祖国再建、生産 復興を目指して起ちあがらんとする積極的意欲と熱意を少しも理解していない。一方イン フレの波を昂進せしめているヤミ行為その他悪循環を示しつつある経済機構に対する根本 的施策が並行しないかぎり、問題は何等解決の鍵を見出すことができないことを知るべき である。我々は政府の猛省をうながすとともに目下醸成されつつある深刻な労働不安解決 のために熱意ある処置を即時樹立し我々と誠意を以て交渉することを要請するものであ る。

資料労働運動史 昭和22年版109頁

給与審議会官制

昭和22.1.22

給与審議会官制(昭和22年勅令第17号)

[目的]

第一条 給与審議会は、内閣総理大臣の監督に属し、給与及びこれに関連する経済上の重要事項を調査審議する。

給与審議会は、前項の事項につき内閣総理大臣に建議することができる。

[会長・委員等]

第二条 給与審議会は、会長一人、副会長二人及び委員一八名で、これを組織する。

給与審議会に専門事項を調査審議させるため、参与員をおくことができる。

関係各大臣は、会議に出席して意見を述べることができる。

[委員等の任命]

第三条 会長は、内閣総理大臣を以て、これに充てる。

副会長は、内閣総理大臣の指名する国務大臣を以て、これに充てる。

委員は、内閣総理大臣の奏請により使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を 代表する者の中から各同数を、内閣でこれを命ずる。

参与員は、内閣総理大臣の奏請により学識経験のある者の中から内閣でこれを命ずる。

[会長の職務]

第四条 会長は会務を総理する。

会長に事故あるときは、内閣総理大臣の指名する副会長が、その職務を行う。

〔議決の方法〕

第五条 給与審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決する。可否同数のときは、会 長の決するところによる。

前項の規定による決議には、参与員は加わらないものとする。

第一項の規定による決議に関する文書には、少数者の意見を附するものとする。

[幹事]

第六条 給与審議会に幹事をおく。

幹事は、内閣総理大臣の奏請により、内閣でこれを命ずる。

幹事は、会長の指揮を受け、庶務を掌理する。

[書記]

第七条 給与審議会に書記をおく。

書記は、内閣でこれを命ずる。

書記は、上司の指揮を受け、庶務に従事する。

附則

この勅令は、公布の日〔1月22日〕から、これを施行する。

給与審議会委員名簿

日付不明

給与審議会委員

会長 吉田 茂(内閣総理大臣)

副会長 河合 良成(厚生大臣)

膳 桂之助(国務大臣・経済安定本部総務長官)

委員

公益代表 中島 守利(自由党代議士会長)

苫米地義三(進歩党総務)

森戸 辰雄(社会党政調会長)

中立委員 末弘厳太郎(中労委会長)

中山伊知郎(中労委)

高橋 亀吉(一般)

使用者代表 桜田 武(日清紡・社長)

藤井 丙午(日本鉄鋼協議会専務理事)

永田彦太郎(日本石炭鉱業会事務総長)

佐藤武三郎(産業機械工業会会長)

原 安三郎(日本火薬・取締役社長)

諸井 貫一(秩父セメント・常務)

労働者代表 津々良 渉(全炭)

土橋 一吉(全逓)

原 虎一(総同盟)

河野 平次(総同盟)

三田村四郎(日労会議)

内村 清次(国鉄総連合)

幹事 北岡寿逸安本第四課長

島本融物価第一部長

今井一男大蔵省給与局長

吉武恵市厚生省労政局長

松岡太郎商工省総務局長

鮎沢巌中労委事務局長

官吏制度に対する政府回答案

昭和22.1.24

回答案 (昭和22.1.24)

官吏制度については、政府はつとに根本的改革を行いたい意向を有している。このため特に内閣部内に行政調査部を設け、民間からも有力なる人士の参加を求めて、調査策定にあたっている。とくにアメリカからも、権威者を迎えて充実した成果をあげようと努力している。その実現はなるべく速やかに行いたいのであるが、事柄は重要であって結論を拙速的に求めることは危険である。よって今期議会に提出する法案は、差し当たりさきに臨時法制調査会から答申された事項の線に沿って立案される予定で、本格的な官吏制度の改革については行政調査部の業務を出来るだけ推進し本年一ぱいぐらいには、残りの結論を得たいものと考えている。

昨年4月1日の官吏制度の改革もまた今後行うべき官吏制度の改革も根本方針として官界の民主化を期せんとするもので、この点、貴協議会の主張せられる精神については同感である。

- (1)官の一級、二級および三級は、その官において担当せんとする職務内容に応じた資格による 区別を示すもので、官の尊卑高下を示すものではない。本官及び雇の区分も担当する事務の 内容に性質上の異動のあるために存在するのである。
- (2)今後、高等試験、普通試験の制度を改めてさらに別個の資格判定方法をとるべきかどうか、研究を進めたいと考えているが、何らかの科学的な任用資格判定制度はこれを維持する必要があると思う。試験制度が、一部の者の特権的身分保障に利用されるべきものでないことは同感である。
- (3)臨時法制調査会の答申によれば、官吏の休職に関して分限委員会の議に付することとなっているが、これは本属長官以下の独断による不公正をさけるために、公正独立な別個の機関の判定にまつという趣旨である。この制度が官僚制度の温存ということは当たらないと思う。
- (4)官庁におけるいわゆる秘密主義を打破することは賛成である。但し厳正に機密を保つ要ある 事項については関係官吏はあくまで秘密保持の義務を負うべきであり、それが全体に対し奉 仕するゆえんと思う。
- (5)一級、二級、三級の官を通じて、同一号俸による原則とする現行制度は、これをいま直ちに 改める方針を取っていない。

資料68

全財労組閣給与問題発覚善後処置

昭和22.4.23

4月22日附新聞記事に関し組合員に告ぐ

4月22日附毎日新聞に別紙〔本稿 、48頁右段所引〕の如き記事が掲載されているが、之につ

いて組合員各位は誤解のない様にして頂たい。

先づ、我々が2・1スト禁止後当局と妥協した経緯については2月6日附声明書にもあるように「破滅に直面しつつある祖国財政の再建は我等全財労組3万の双肩に懸けられている。就中財産税と増加所得税の徹底的徴収を延引することは尚一層のインフレを助長し全勤労階級を飢餓と闇黒の泥沼に陥る結果となることを考え」たため、種々の主体的並びに客観的条件を熟慮した結果、「我々は将来解決せねばならない数多の問題を残し、不満足ながら当局の暫定案を受諾したのである。我々は2・1闘争中全官公庁共同闘争委員会に参加していたが、スト禁止後共闘委員会は解散し、代って設置された連絡会議も如何なる事情が消滅した。各組合は単独交渉の止むなきに至った。そこで全財としては右の事情から解決が最も早かったのである。其の後全官公庁の各組合が妥結した「官公職員待遇改善準備委員会」にも全財は参加できなかった。斯る事情から全官公庁の他の組合より早く暫定給与の未決定額即ち凸凹是正額の支給を受けたのである。

我々は真に国家のためを希い解決したのであって、労働組合としての信義と友愛の精神は堅持し、労働戦線の統一を切望している。又全官公庁の各組合も当局の不信を追及して居るのであって、決して全財に対してその責任を云々して居るのではないこと勿論である。我々は我々を常に劣悪な労働条件に置いている当局、即ち金融資本家、大ヤミ屋の利益の擁護に汲々としている保守反動内閣に対し、あらゆる部面に於て、飽迄闘争を続行する必要がある。そのためには労働組合との提携が最も大切であることを強調しなければならない。

今後も地区の他労組に対し全財が妥協した経緯を十分諒解させる如く努力して頂き度い。 尚この文章は、4月20日付「財務労働」14号の「増加所得税について組合員に告ぐ〔現存不明〕」 と対照して読んで頂きたいことを付加して置く。

昭和22年4月23日

全国財務労働組合中央執行委員長

資料69

全財事件につき回答・大蔵大臣

昭和22.5.5

回答書

昭和22年5月5日

大蔵大臣 石橋 湛山

大蔵省職員組合委員長

大 濱 用 正 殿

回答

- 一 全財職員に対する暫定加給に関する特別措置が当省に於て行われたことは甚だ遺憾である。今後は各省間に於ける給与の統一を乱すが如き事件が繰返されることを期する考えである。
- 二 全財職員に対する特別措置は、四月分以降これを取止め、既に実施済の分に対しては適

当に之を措置するよう目下事務当局に研究させている。

- 三 全財職員に対すると同様の措置を全官公職員に対して即時実施せよとの要求については、
 - (1) 此の際全官公職員の給与水準の或程度の引上げを行って基本給の根本的改訂を至急実 実施することを以て諒承せられたい。なお、基本給改訂後の給与水準は関係方面と折衝 の上月収平均1.600円を目途として進みたい。
 - (2) 右の給与水準による基本給改訂前の実施が技術的に遅れる惧あれば経過的措置として右 (1)の範囲に於て要求に副ふこととしたい。此の点の細目については事務当局に研究せしめている。
- 四 責任の問題に関しては、政府に於て別途厳正な措置を採ることとし、其の手続を進めている。

資料70

大蔵省部局長 再発防止申合せ

昭和22.5.1

大蔵省部局長 再発防止申合せ

今般の全財職員に対する暫定加給に関する特別措置が給与局及び予算等の統括官庁たる当省に於て行われたことは甚だ遺憾である。

今後斯ることが再び繰返されることなき様全員一致茲に申合わせる。

資料71

政府側関係者・遺憾表明

昭和22.5.7

遺憾表明

全財職員に対する暫定加給について実施した特別措置は、給与の統一に関する閣議決定*に違反する行為であって甚だ遺憾である。

今後再び斯る事を繰返さざることを期するものである。

昭和22年5月7日

池 田 勇 人 郎 聚三郎 双 寮 辺 喜久造

石 野 信 一

森 永 貞一郎

北島 武雄 吉田信邦

大蔵省給与局の設置に関する件中、三、二項がそれに相当する。次に閣議決定文書等を掲げておく。

大蔵省給与局の設置に関する件(昭和二一年六月七日閣議決定)

今回大蔵省に、臨時に給与局を設置することとなったが、この際大蔵省給与局臨時設置制の解 釈、その施行方針等に関し左の通り決定することと致し度い。

- 一、大蔵省給与局臨時設置制の解釈は左の通りとすること。
- (1) 国庫から給与の支給を受けるその他の者とは、差当り左に掲げる者とすること。
 - (イ) 貴族院及び衆議院の議長、副議長及び議員。
 - (口) 調査会、委員会、審議会その他此等に準ずるものの会長、委員、幹事その他の職員。
 - (八) その他これに準ずる者。
 - (2) 給与とは、俸給、給料、諸手当、歳費及び賞与の外実費弁償、実物給与、各種賜金、 扶助、共済の類をも包含すること。
- 二、大蔵省給与局臨時設置制に掲げる者(以下単に職員とす)の給与一般に関し従前他の各庁に於て所掌した事項(例へば俸給制度の改正、初任給、昇級、賞与等の基準の設定、昇級及び賞与の認可、雇傭人の給与に関する諸事項等)は、これを給与局に移すこと。
- 三、職員の給与に関する制度の制定、改廃並びにこれが運用する事項は大蔵省給与局に於て、これを掌るものとすること。

各庁は個々に独自の立場を以て各庁の職員の給与に関する措置を採らないこと。

- 四、職員の給与に関し各庁に於て必要とする経費の審査、その使用の統括及び使用状況の監査 については、大蔵省給与局に於てこれを掌ること。
- 五、職員の給与に関する審議機関として将来官庁職員給与制度審議会(仮称)の設置を考慮すること。

(参考)

大蔵省給与局臨時設置制(昭和21年6月25日勅令第340号)

臨時に大蔵省に給与局を置き、各庁に於ける官吏、官吏の待遇を受けるもの、嘱託員、雇員、 傭人及び工員並びに国庫から給与の支給を受けるその他の者の給与一般に関する事務を掌らせる。

附 則

この勅令は公布の日から、これを施行する

内閣総理大臣・遺憾表明

昭和22.5.13

昭和22年5月13日

内閣総理大臣

官公職員待遇改善委員会準備委員会組合側委員殿

今般全財職員に対する暫定加給についての特別措置が大蔵省においておこなわれたことは、官 庁職員給与の統一を乱すものであって、政府として甚だ遺憾である。特にこの措置が官公職員待 遇改善委員会準備委員会を設置した趣旨を無視する結果となったことについては、遺憾に堪えな い。

政府としては、右の特別措置は4月分以降これを取止め、既に実施済の分についても適当措置 方研究させると共に、関係責任者はこれを厳重訓戒処分に附した次第である。

なお、今後、このような事件が繰返されないよう政府としては厳に留意すると共に、官公職員待 遇改善委員会準備委員会の設置の趣旨が尊重せられ、その目的が達成せられるよう政府側におい ても充分な協力をいたす所存であるから、諒承せられたい。

資料73

大蔵省発表 (全財暫定加給事件に関連)

昭和22.5.7

大蔵省発表(昭22.5.7)

全財職員に対する暫定加給に関する特別措置が当省に於て行はれたことは甚だ遺憾である。よって閣議にもはかり、前尾主税局長及び愛知官房長を当面の責任者として又池田次官を部下監督の責任者として厳重訓戒処分に付することとし尚今後斯かる各省間の給与の統一を乱すが如き事件が繰り返されぬことを期することとした。 以上

資料74

大蔵職租 声明書

日付不明

声明書

吾々は全財職員に対する暫定加給の特別措置問題につき4月15日大蔵大臣にその責任の追求と 経済的要求を為して交渉中の処5月5日付の別項の如き回答(資料69)に接した。経済要求の点に ついては全政府職員の問題であって既に全官公職員待遇改善準備委員会に於て之を取上げ目下交 渉中であるから同委員会に於て急速に解決されることを期待する。

責任追求の点について政府の採った措置は吾々が要望した官庁民主化の趣旨と相距る事甚だ遠 くこの事は政府が事の重要性の認識を欠き旧態依然たる官僚思想の現われと断ぜざるを得ないが 吾々は現在の非民主的官庁機構の徹底的改革と官庁民主化の急速実現を期すると共に今回関係責 任者の良心的反省を強く要望し将来斯る問題が再び発生せざる様監視することとし茲に本件に関 する要求を打切るものとする。

右声明する。

大蔵省職員組合

資料75

官公職員待遇改善委員会準備委員会の構想

昭和22.2.21

官公職員待遇改善委員会準備委員会の構想

同会は内閣に置き、政府側及び組合側各五名程度の同数委員で組織する。

双方の話合いで中労委の推薦による中立委員若干名を加えることができる。

本委員会は暫定措置の実施に関する問題を検討する。また必要ある時は暫定措置の水準ついても再検討できる。

また給与の根本改正、凸凹調整その他官公職員待遇改善委員会で取扱う一切の問題を検討する。

待遇改善委員会の設立に関するすべての問題を取扱い、その設立を待って解散する。 その他の事項は政府と組合側との話合できめる。

本委員会できまった事項は政府に申達し即時実施を求める。

[政府は2月5日までに発足させ、同月25日第1回準備会を開く予定]

資料76

全財労組労働協約及び附帯文書

昭和22.5.5

労働協約

[前文]

大蔵大臣は、全国財務労働組合(以下組合という。)と、労働組合法第21条の精神に基き、 左の協約を締結する。

[目的]

第一条 この協約の目的は、大蔵大臣が、組合員の労働条件の維持改善、生活保証、その他経済的社会的文化的地位の向上を図り、更に組合員の人事の公正明朗化に努め、組合が、組合

員の職務に対する責任感の昂揚、その執務能率の増進を図り、双方協力して財務行政の円滑な遂行と徹底的民主化を実現するにある。

[団体交渉権を有する組合の承認]

第二条 大蔵大臣は、附帯覚書に従い、組合を財務局、同地方部、同管財支所、同管財支所出 張所、税務署及び税務講習所に勤務する職員を以って組織された唯一の団体交渉権を有する 組合であることを承認する。

[職場協議会の設置]

第三条 大蔵大臣は第一条の目的を達成するため、中央に財務職員中央協議会を、各財務局に 同地方協議会を、財務局、同地方部、同管財支所、同管財支所出張所、税務署及び税務講習 所に、夫々同職場協議会を設置させる。

財務職員中央協議会、財務職員地方協議会及び同職場協議会の構成並びに運用については、 双方協議の上、別に規定を定める。

[職場協議会協議事項]

- 第四条 財務職員中央協議会、同地方協議会及び同職場協議会においては夫々大蔵大臣、財務 局長、同地方部長、同管財支所長、同管財支所出張所長、税務署長又は税務講習所長の権限 内に関して、左の事項を協議する。
 - 一 組合員の給与、昇給、昇級、採用、休職及び退職に関する一般的基準
 - 二 組合員の休職、退職、異動及び懲戒処分(懲戒的転勤を含む)の場合において、本人より 組合を通じ申出があったとき、その基礎事実の判断に関する事項
- 三 事務の刷新、改善および能率の増進に関する事項
- 四 組合員の厚生施設及び教育に関する事項
- 五 本協約の運営に関する事項
- 六 その他目的達成のため協議の上、必要と認めた事項

〔協議成立事項の部内相互通報〕

第五条 職場協議会において、協議の成立した事項は、地方協議会に通報し、地方協議会において協議が成立し又は承認した事項は、中央協議会に通報し、夫々その承認を得ることを要する。

前項により協議の成立した事項は、双方が誠意を以て遵守する責務を負う。なお、双方が必要と認めたときは、その内容を成文化して協約とすることができる。

[事前転任等通知]

第六条 組合員の転任、休職及び退職の場合においては、大蔵大臣は、事前に、本人及び組合 に通知する。

[生活保証給与の支給]

第七条 組合員は、国民の公僕たる責務を自覚し、その業務に精励すると共に、大蔵大臣は、 組合員及びその家族の健康で文化的な生活を保証する給与の支給に努力する。

[組合事務専従]

第八条 大蔵大臣は、組合員が、公務に支障を来さない限り、執務時間中においても、組合規 約に定められた会議に参加することを認め、又、一定員数の組合員が、公務に支障を来さな い限り、執務時間中においても専ら組合事務に従事することを認める。 前項の員数は、双方協議により、これを決定し且つ指名する。

[事務所供与の便宜]

第九条 大蔵大臣は、組合が必要とする事務所並びに調度等について、公務に支障を来さない 限り便宜をあたえる。

〔政治的活動の自由〕

第一条 大蔵大臣は、組合員が法律に従い、個人的政治活動の自由を認める。

[組合員に対する不利益処分の回避]

第一一条 大蔵大臣は、法律及び本協約に違反しない限り組合運動をなすことを理由として、 組合員の解職、異動、懲戒その他組合員の不利益となる処分を行わない。

[有効期間]

第一二条 本協約の有効期間は、締結の日より六ケ月間とする。但し、前記の期間中と雖も、 真に已むを得ない事情があると認められる場合は、双方協議の上、これを変更することがで きる。

期間満了一ケ月以前に、双方のいずれよりも改廃の意思表示がないときは、更に六ケ月間 有効とする。なお、改廃の意思表示があった場合においても、新協約の成立するまではこの 協約を有効とする。

右協約締結の証として、本協約書三通を作成し、大蔵大臣及び組合が各一通を保存し、他の一通は東京都長官に提出する。

昭和22年2月5日

大蔵大臣 石橋湛山 全国財務労働組合 中央執行委員長

川 上 嘉

(参考)

労働組合法第22条 労働協約締結セラレタルトキハ当事者互二誠意ヲ以テ之ヲ遵守シ労働能率ノ増進ト産業平和ノ維持トニ協力スベキモノトス

協約に関する覚書

- 組合は、組合員の名簿を大蔵大臣に通告して置くものとする。但し、差当りは脱退、除名等の異動の通知を以て足ることとする。
- 二 第二条は、組合が、財務局、同地方部、同管財支所、同管財支所出張所、税務署及び税 務講習所の全職員の少なくとも過半数を占めていることを前提とする。
- 三 第四条第三号には、各職場における適材適所の配置のための意見具申を含むものとする。

労働協約中「公務に支障を来さない限り」の解釈について (大蔵大臣官房長通牒[昭22.3.28・官房秘令第16号]) 労働協約第八条及び第九条に云ふ「公務に支障を来さない限り」の解釈については、その認定権は官側にあること固よりなるも、組合の健全なる育成発展を阻碍せざるやう可及的組合側の便育を図るやう措置せられたい。

職員協議会規程

大蔵大臣と全国財務労働組合(以下組合という。)とは、労働協約第3条に基く財務職員協議会 (以下協議会という。)の構成並びに運用について、左の通り之を定める。

[編成]

第一条 協議会は、中央協議会、地方協議会及び職場協議会に分つ。

[設置基準]

第二条 中央協議会は、大蔵省にこれを置き、地方協議会は各財務局に、職場協議会は、財務 局各部、同地方部、同管財支所、同管財支所出張所、税務署及び税務講習所に夫々これを置 く。

[協議会の編成]

第三条 協議会は、左の員数の委員を以て、これを構成する。

- 一 中央協議会は、大蔵省、組合双方より各々十二名
- 二 地方協議会は、各財務局、組合各地連双方より各々八名乃至十二名
- 三 職場協議会は、各単位職場、組合各支部双方より各々三名乃至八名

前項の委員は、官庁側にあっては、その長官がこれを指名し、組合側にあっては、期間に おいてこれを選出す。

委員の任期は、六ケ月とし欠員を生じたる場合は、その都度、これを補充する。

各協議会において、委員を定めたときは、夫々相手方に委員の氏名を通知することを要す。 委員を変更したときも同様とする。

〔協議〕

第四条 協議会は、労働協約第四条[協議事項]に規定された事項について、具体的に協議し、 議事は、原則として、全会一致をもって、これを決定する。

〔議長〕

第五条 協議会に議長一名を置く。

議長は、委員の互選によって定める。

議長が不在又は事故のため、会議に出席することができないときは、予め、議長の指名するものが議長代理する。

[定時会・臨時会]

第六条 協議会は、定時会を左の通り開催する。

- ー 中央協議会及び地方協議会は毎月一回
- 二 職場協議会は、毎週一回

官庁側又は組合側より申出があったときは、臨時会を開催することができる。

〔提案事項の事前通知〕

第七条 提案事項は、原則として、会議開催予定日より、中央協議会は二週間前、地方協議会

は一週間前、職場協議会は三日前迄に議長に提出し、議長は速やかにこれを委員に通知することを要する。

[会議の成立要件]

第八条 協議会は、双方の委員各三分の二以上の出席がなければこれを開催することはできない。

[会議の運営]

第九条 会議は、非公開とし、会議内容の発表については、その都度協議会でこれを定める。 協議事項に関し、必要あるときは、関係者を出席せしめ、意見を聞くことができる。

〔専門委員〕

第一条協議会は、必要に応じて、専門委員会を設けることができる。専門委員会の構成は、協議会の協議によって、これを定める。専門委員会はその結果を協議会に報告しその確認を受けなければならない。

〔幹事・書記〕

第一一条 中央協議会及び地方協議会の幹事一名、書記若干名をおく。幹事は、協議会の決議により、これを委嘱する。

書記は会務を整理する。

〔会議録の扱い〕

第一二条 協議会は、会議の記録一通を作成保管し、委員の要求により、随時閲覧に供するものとする。但し会議の記録の写を各々一通宛、双方で保管するものとする。

〔改訂〕

第一三条 本規程を改訂するには、中央協議会の決議を要する。

[有効期間]

第一四条 この規程の有効期間は、労働協約と同じである。

昭和22年2月21日

大蔵大臣

石橋 湛山

全国財務労働組合

中央執行委員長 川上 嘉

協議会に関する覚書

協議会において、官庁側の長官により官庁側委員として指名された者は組合員であっても、組合員としての制約を受けない。

同盟罷業の場合における俸給等の支給方

同盟罷業の場合における俸給又は給料の支給方について

(昭和22.1.31 給発第327号大蔵省給与局長発大蔵省秘書課長宛)

官吏俸給令第7条の2及び雇傭人等給与支給準則第12条の規程にもとづいて同盟罷業その他の 争議行為により執務しない者の俸給又は給料を減額する場合は、左によって取り扱はれたい。

一 組合員たる官吏、官吏の待遇を受ける者及び雇傭人等が、その者の所属する労働組合の決

定実行する同盟罷業 (その他の争議行為で、これを実質的に同一視すべき場合をも含む。以下同じ。) 中に出勤執務しないときは、同盟罷業により執務しないものとみなし、その執務市内期間の俸給又は給料は、日割計算によって、これを減額する。但し、左の場合は、この限りでない。

- (1) 同盟罷業中に現に登庁し、所属庁の長が、その出勤執務の事実を認めたとき。
- (2) 自己の意思に反して出勤執務することができなかったことを書面を以て申し出て、その事情(交通機関の停止、労働組合の阻止等)を説明し、所属庁の長がこれを認めたとき(注)出勤執務とは、所属庁の長の命に従ひ所定の時間中所定の業務に服ふることをいう。従って出勤しても単に職場を占拠し、争議関係の行為に従事しているとき、怠業及業務管理等と称する場合であっても、実質上本来の業務に服さず同盟罷業と同様の状態にあるものと認められるとき等は出勤執務とは認めない。
- 二 前号により日割計算により俸給又は給料を減額する期間は、同盟罷業を開始した当日から その日終了までの期間 (一日の中時間を限り同盟罷業をなした場合は、一日と見なす) とする。 但し、その期間中に左の各号に該当する日数があるときはこれを除く。
 - (1) 休暇、休日、非番の日等その職員が本来出勤執務するを要しない日
 - (2) 公傷病に起因し、出勤執務市内期間
 - (3) 服忌を受け出勤執務しない期間
 - (4) 私傷病又は私事の故障により執務出勤しない者については、その者の所属庁の長が特に 已むを得ない事由あるものと認めた期間
- 三 臨時勤務地手当及び暫定加給については、前各号に準じて取扱う。

官吏その他の者の争議行為等に関する件

(昭和22.1.30 内閣甲第41号内閣書記官長発各省次官宛)

(一) 官吏その他の者の争議行為に関する件

労働関係調整法第38条に関する争議行為を為すことのできない官吏その他の者が法律に違反して争議行為を為したときは服務違反として懲戒処分をなさねばならぬこととなるのであって法律の執行に当るべきものが自ら申合せて法律を無視し之に違反する行動に出るが如きは国家組織の根本を破壊し社会全般の秩序に重大なる悪影響を及ぼすものでこの点は官公吏の本質に関するものであるから軽々に看過することの出来ない重大事であると信ずる。

よって今回中央労働委員会と連絡し政府の同法第8条及び第38条の適用範囲に関する解釈が別紙のとおり明確にされた。この機会において全関係職員個々に右の趣旨を周知徹底せしめ違反行為の生じないように至急適切なる方法を講ぜられたい。

(二) 労働関係調整法第40条の適用に関する件

標記の件について、本日別紙のとおり閣議了解事項として決定した。

右命によって通達する。

[別紙]

労働関係調整法第8条及び第38条の適用範囲について

一 第8条の「公益事業」の範囲

(一) 運輸事業

- (1)運輸事業にして公益事業で認められるものの範囲は概ね左の通りとする。
- (イ) 一般公衆の需要に応じ鉄道軌道により又は一定の路線を定め定期的に自動車を運行 し若くは命令航路その他公共の為不可欠なる航路により旅客又は貨物を輸送する事業。 但し遊覧のみを目的とするものを除く。
- (ロ) 小運送業(鉄道若くは軌道のなす物品運送又は此等の運送機関と通運送をなす運送機関による通物品運送の運送取扱業又は運送代弁業及び鉄道又は軌道に附随し又は之を利用して為す陸上の物品運送業)
- (ハ) (イ)及び(ロ)の事業の兼業となす港湾運送業 (海上運送に附随して貨物の船積又は陸揚げのため荷捌、積卸又は解又は曳船による運搬をなす事業及びこれらの作業の請負をなす事業)
- (二) 前各項の事業にはその事業遂行に不可欠なる信号監視 (以上灯台よるものを含む) 通信及び修理保全等の業務を含むものとする。
- (2)従って、左の如きものは公益事業とは認めない。
- (イ) 会社、工場、事業場、官公衙等が自己の業務上の用に供するため行う運輸会社
- (ロ) 路線を定めず若くは定期的でない貨物自動車運送事業 (小運送業として行はれるものを除く。) 及び旅客自動車運送事業。
- (八) 馬、牛、荷車、リヤカー、人力等による運送事業 (小運送として行はれるものを除く。)

(二) 郵便、電信、電話の事業

(1)郵便 (逓送を含む) 電信、電話の事業にして公益事業と認められるものは、一般公 衆の需要に応ずるもののみとし、その事業には、その事業遂行に不可欠の修繕、保守、 補充等の業務を含むものとする。

(2)従って会社、工場、事業場、官公衙等が専ら自己の業務上の用に供するために行う 電信、電話の事業は公益事業とは認めない。

「注」この標準により警察通信は公益事業でなく (行政事務に属す) 又鉄道電話は電話 事業としては公益事業でないが運輸事業の一部として公益事業と認めらる。

(三) 水道、電気又はガス供給の事業

- (1)水道、電気又はガス供給の事業にして公益事業と認められるものの範囲は左の通りとする。
 - (イ) 直接一般公衆の需要に応じて水、電気又はガスを供給する業
 - (ロ) 前号の事業に対してその事業用として水、電気又はガスを供給する事業
 - (八) (一)の運輸事業に電気又はガスを供給する事業
 - (二) (二)の郵便、電信、電話の事業に電気をを供給する事業
 - (ホ) 前各号の事業にはその事業遂行に不可欠の修理保全等の業務を含むものとする。
- (2)従って会社、工場、事業場、官公衙等が専ら自己の業務上の用に供するための行う 水道、電気、ガス供給事業は公益事業とは認めない。
- (四) 医療又は公衆衛生の事業

医療又は公衆衛生の事業にして公益事業と認められるものの範囲は、疾病傷痍の治療、助産、伝染病に関する予防、消毒及び汚物清掃並びに埋火葬等の業務とする。

二 第三十八条の適用なきものの範囲

第三十八条の適用範囲の認定は左の基準によるものとする。

- (1) 本来の行政及び司法事務に従事する者並びに本来の行政及び司法の事務の遂行に不可欠の補助事務に従事する者は適用をうけるものとする。
- (2) 国又は公共団体の行う企業の中これと同種のものが現に民間企業として行われて居るもの及び企業の性質上民間に於ても行い得る事業に従事する者は適用を得けないものとする。
- (3) 右により第38条の適用の有無の認定が困難なものについては、国又は公共団体の行政又は司法の事務に従事する官公吏その他の者の争議行為により国政の停廃することを防ぐ労働関係調整法の立法趣旨と、勤労者の団体行動を保証する憲法第28条の精神とに基いて之が認定をなすものとする。

右の基準により概ね左記のものを第三十八条の適用なきものとする。

(一) 左に掲げる官公署所属施設の業務に従事する者

(1)官公署

(イ)運輸省関係

左のものを除く全部

大臣官房、海運総局、陸運監理局(自動車部国営課を除く。)、高等海員審判所、地方 海員審判所、海運局、同支局及び出張所、海運監理部、制作監督事務所

(口)逓信省関係

左のものを除く。

大臣官房、電波局、航空保安部本部並びに逓信局及び逓信監理部に於ける電波に関する監督事務担当の課又は係

(八)大蔵省関係

專売局、地方專売局、同支局及出張所、印刷局、造幣局、同支局

(二)都道府県市町村関係

交通、電気、水道、ガス事業の経営を専管する局、部、課

- (2)官公署所属施設
 - (イ)試験所、研究所その他調査研究施設(但し検定事務に従事するものを除く。)
 - (ロ)学校、講習所、その他の教育要請施設
 - (八)後援、運動場、病院、療養所、保健所その他の公共保健衛生施設
 - (二)工場、事業場その他の工事作業所及び倉庫
 - (ホ)図書館、博物館その他の公共文化施設
 - (へ)市場、食堂、浴場その他の公共複利施設
 - (ト)養老、その他の社会事業施設
 - (チ)職員の共済福利施設
- (二) (一)以外の官公署及び官公署所属施設の業務に従事する者のうち左に左げる者及び

これに準ずるもの

- (1)給仕、小使、掃除婦その他の雑役従事者
- (2)門衛、巡視
- (3)昇降機、自動車の運転士

備考

本件は中央労働委員会と連絡したものであって今回の官公職員のゼネストに対しては之に基き取扱うものとすること。

昭和22年1月30日

閣議了解

労働調整関係法第三十六条乃至第三十八条の規定により法律上明瞭に禁じられている争議行為 については同法第四十条の規定は、適用がない。

参考 労働関係調整法

第四十条 使用者は、この法律による労働争議の調停をなす場合において労働者がなした発言 又は労働者が争議行為をなしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに対し 不利益な取扱をすることはできない。但し労働委員会の同意があったときはこの限りでない。 (完)